令和3年度版

税務概要

四日市市

四日市市民憲章

[昭和57年8月1日] 制 定]

私たちの四日市は、西に鈴鹿山脈、東に伊勢湾を望むすばらしい自然に恵まれ、古くから「市」が開かれたまちとして、また、東海道の宿場として栄えてきました。この自然と歴史のうえに近代産業が開花し、世界に広がる港とともに、明日に向かって躍進する都市です。

私たちは、四日市市民であることに誇りと責任をもち、豊かな未 来と住みよい郷土を築くため、次のことを誓います。

- やさしい心のかよい合う
 温かいまちをつくります。
- きまりを守り
 楽しく明るいまちをつくります。
- 1. 伝統を生かし 文化の香りたかいまちをつくります。
- 1. 産業を育て 活気あふれるまちをつくります。

目 次

1.	四日市市の概況
(1)	四日市市の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(2)	位置・人口など・・・・・・・・・・・・3
(3)	人口・世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2.	行政機構等
(1)	市長部局の機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(2)	税務職員配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
(3)	税務事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
(4)	徴税費に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
(5)	特殊勤務手当 (関係分)12
3.	一般会計及び市税
(1)	令和3年度一般会計当初予算額・・・・・・・・・・・・・13
(2)	令和3年度市税当初予算額・・・・・・・・・・・・・・・15
(3)	令和2年度一般会計決算額・・・・・・・・・・・・・・・16
(4)	一般会計歳入歳出決算額の推移・・・・・・・・・・・・・・18
(5)	令和2年度市税決算額・・・・・・・・・・・・・・・・20
(6)	市税年度別決算額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・22
(7)	大規模法人の税額の推移(決算)・・・・・・・・・・・・・・28
(8)	市民1人当たり市税負担額等の推移(決算)・・・・・・・・・・・30
4.	市民税
1)	個人市民税
(1)	調定額の推移(当初)・・・・・・・・・・・・・・・32
(2)	納税義務者数の推移(当初)・・・・・・・・・・・・・・33
(3)	特別徴収の納税義務者数等の推移(当初)・・・・・・・・・・・・・・ 33
(4)	給与所得者に係る納税義務者数等の推移(当初)・・・・・・・・・・33
(5)	総所得金額等の推移(当初)・・・・・・・・・・・・・・・・34
2)	法人市民税
(1)	令和2年度納税義務者数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 38
(2)	調定額の推移(現年度分・決算)・・・・・・・・・・・・・・38
(3)	産業別法人数・調定額の状況(決算)・・・・・・・・・・・・39
5.	固定資産税・都市計画税
	令和3年度土地に関する概要・・・・・・・・・・・・・40
	令和3年度家屋に関する概要・・・・・・・・・・・・43
(3)	令和3年度償却資産に関する概要・・・・・・・・・・・・・・47
(4)	国有资产等所在市町村交付全の堆移(净質)

6.	その他の市税
(1)	令和3年度軽自動車税(種別割)課税台数・・・・・・・・・・・・49
(2)	軽自動車税課税台数及び調定額の推移・・・・・・・・・・・・50
(3)	市たばこ税の推移・・・・・・・・・・・・・・・・52
(4)	入湯税の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
(5)	事業所税の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
7.	譲与税・交付金
(1)	地方譲与税の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・55
(2)	利子割交付金の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・56
(3)	配当割交付金の推移・・・・・・・・・・・・・・・・56
(4)	株式等譲渡所得割交付金の推移・・・・・・・・・・・・・56
(5)	法人事業税交付金の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・56
(6)	地方消費税交付金の推移・・・・・・・・・・・・・・・56
(7)	ゴルフ場利用税交付金の推移・・・・・・・・・・・・・57
(8)	自動車取得税交付金の推移・・・・・・・・・・・・・・・・57
(9)	環境性能割交付金の推移・・・・・・・・・・・・・・・57
8.	税外収入等
(1)	税外収入の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
(2)	四日市市ふるさと応援寄附金の推移・・・・・・・・・・・・58
(3)	市税証明書交付件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・58
(4)	令和2年度市税証明書の交付状況(月別・種類別)・・・・・・・・・59
(5)	市民税課において公用として交付した市税証明書の状況・・・・・・・・59
9.	徴収
(1)	市税口座振替取扱の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
(2)	滞納処分執行停止の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
(3)	市税不納欠損処分の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
(4)	令和2年度市税不納欠損額内訳表・・・・・・・・・・・・・・・・63
(5)	財産差押及び差押解除の推移(県民税含む)・・・・・・・・・・・・・63
(6)	交付要求の推移(県民税含む)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
(7)	コンビニ納税の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
(8)	令和2年度税外債権収納率の状況・・・・・・・・・・・・・・・・64
另リ	表
(1)	令和3年度税制一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
(2)	税率等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71

1. 四日市市の概況

- (1) 四日市市の沿革
- (2) 位置・人口など
- (3) 人口・世帯数の推移

1. 四日市市の概況

(1)四日市市の沿革

四日市市は、三重県の東北部、西は鈴鹿連峰・東は伊勢湾に面する北勢地域の中心部に位置しています。文明 2 年 (1470 年) に田原忠秀が浜田城 (現在の鵜の森公園) を築いた頃から、毎月 4 日・14 日・24 日に定期的な市場が開かれるようになったことが、「四日市」と呼ばれる所以と伝えられています。

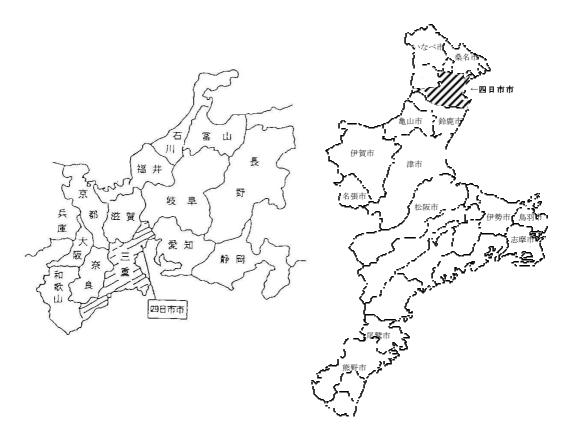
その後、東海道五十三次 43 番目の宿駅として陸海交通の要衝を占めるようになり、明治に入って 22 年に町制、30 年に市制が施行された頃より、植物油・萬古焼・生糸・紡績などの産業が盛んになりました。また、先駆者の偉業により四日市港の改修も行われ、国内貿易はもとより海外への門戸が開かれることとなりました。

以来、数次にわたる町村合併や近代工業の立地を受けて市勢は大きく発展しました。とりわけ昭和 30 年代には、臨海部に全国屈指の規模を誇る石油化学コンビナートが形成され、わが国の高度成長の一翼を担う産業都市として重要な役割を果たしてきました。近年は、内陸部に立地する半導体などの 先端的な産業をはじめ、自動車・電機・機械・食品など、多様な企業が集積しています。

このような歴史を背景とした産業振興・経済発展が貴重な税収の確保につながり、本市の行財政運営を支えていますが、今日までの成長と発展は、先人たちの知恵と努力によって築かれています。それを礎に、ものづくりのまちとして蓄えてきた無から有を生み出すちからを結集し、「ゼロからイチを生み出すちから イチから未来を四日市」をまちづくりの最上位理念に掲げ、変化の激しい時代においても持続可能な都市として更なる発展を遂げられるよう取り組んでいます。

(2)位置・人口など

位 置 東経136°38' 北緯34°57' 広がり 東西最長23.76km 南北最長18.20km 面 積 206.52km (令和3年4月1日現在) 人 口 310,610人 (令和3年4月1日現在) 世帯数 141,978世帯(令和3年4月1日現在)





(3) 人口・世帯数の推移

(各年度と4.4月1日現在の数値)

			(-	合平度と54月Ⅰ□	J 5元1工Vノ 秋101
区分	٨	.			
	総数	男	女	世帯数	面積
年度	(人)	(人)	(人)	(世帯)	(km²)
平成24年度	313,683	155,954	157,729	129,102	205.58
25	312,856	155,519	157,337	130,012	205.58
26	312,359	155,168	157,191	131,201	205.58
27	312,106	155,250	156,856	132,551	206.44
28	312,115	155,424	156,691	133,906	206.44
29	311,672	155,286	156,386	135,074	206.44
30	311,763	155,667	156,096	136,943	206.44
31(元)	311,431	155,876	155,555	138,862	206.45
令和2年度	311,527	156,071	155,456	140,635	206.48
3	310,610	155,781	154,829	141,978	206.52

⁽注)平成27年度の面積の増加については、国土地理院の面積計測方法の変更によるものです。

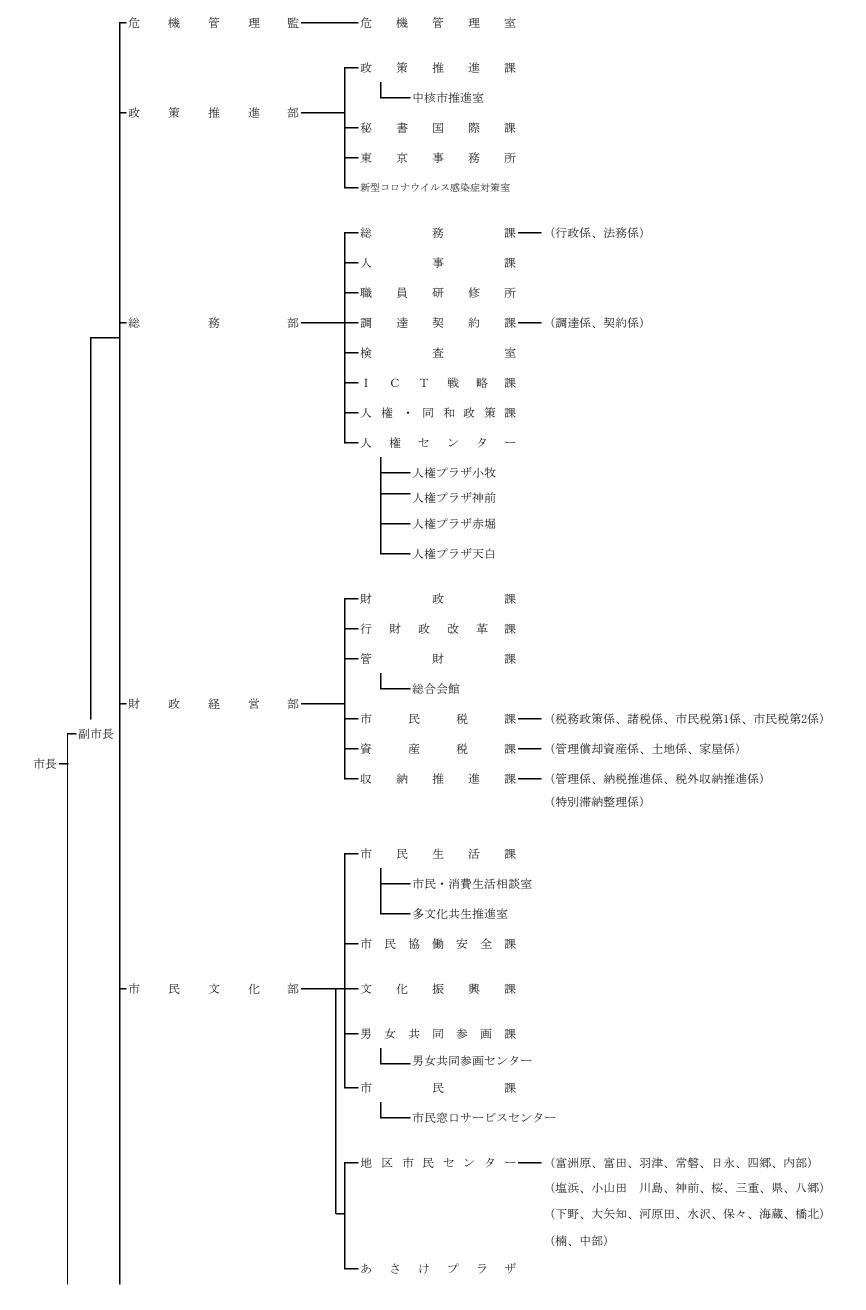
2. 行政機構等

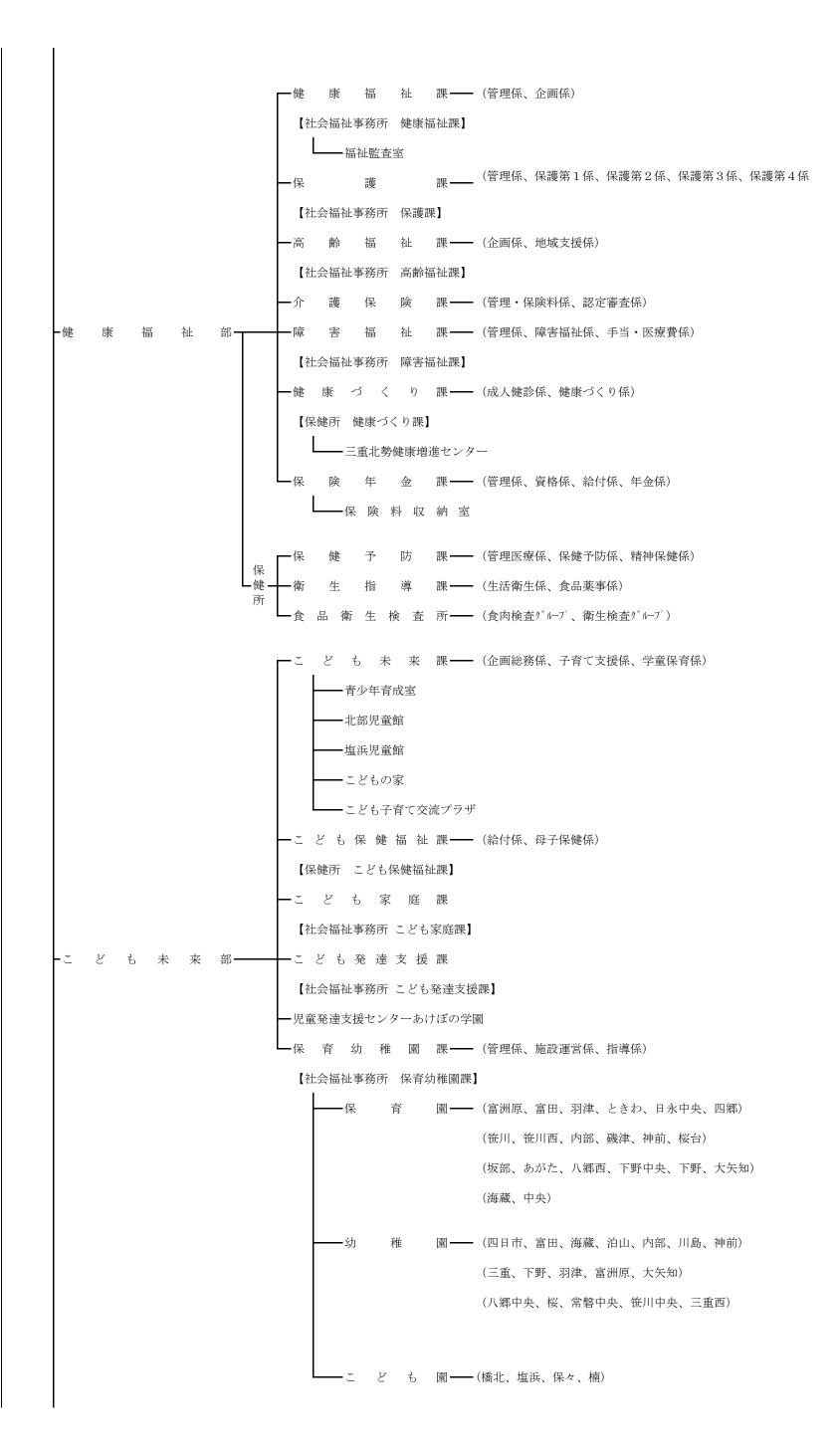
- (1) 市長部局の機構
- (2) 税務職員配置状況
- (3) 税務事務分掌
- (4) 徴税費に関する調
- (5) 特殊勤務手当(関係分)

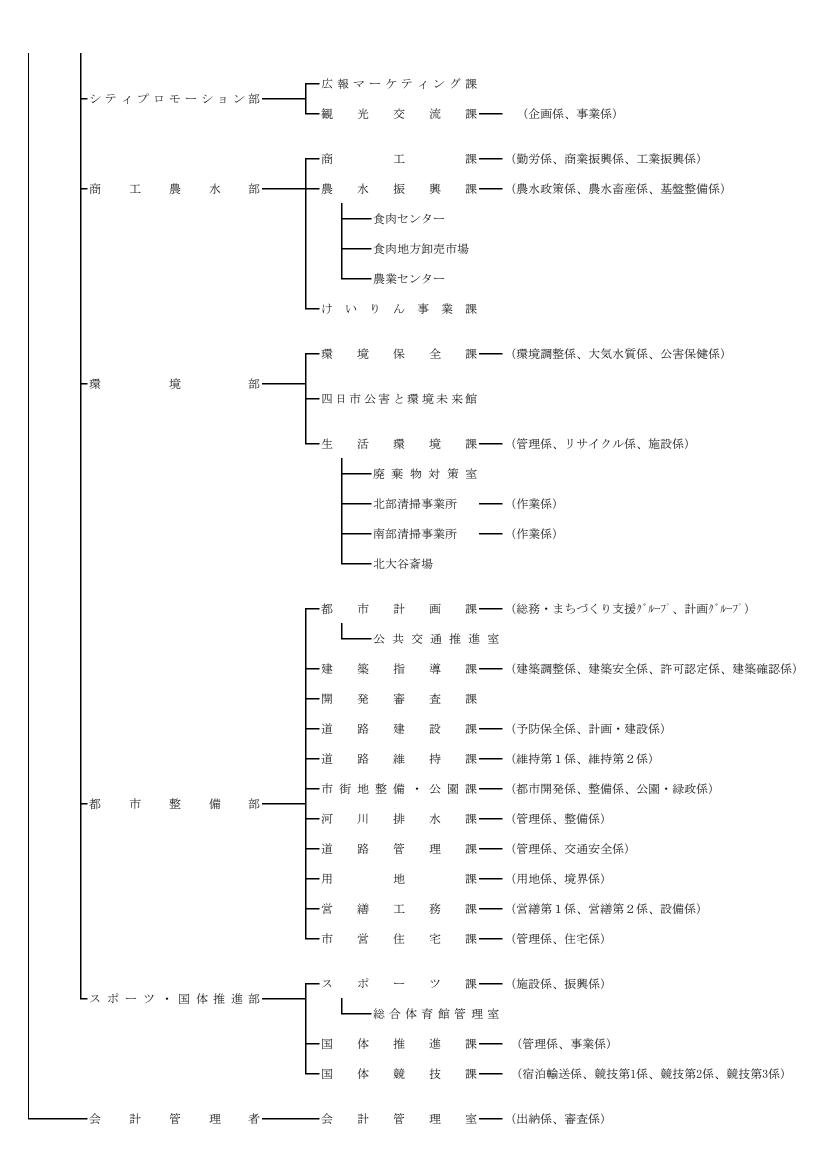
2. 行政機構等

(1) 市長部局の機構

【令和3年4月1日】







(2)税務職員配置状況

(2)	税務職員配置状況 (令和3年4月1日現在)															
部	課	係	部長	次長	参事	課長	副参事	課長 補佐	課付 主幹	係長	主 幹	主 事技 師	主事補	事務試補	再任用	会任 (フル)	計
	部	長 · 次 長	1	1													2
	市						2										2
		税務政策係							1		1	1	1		1		5
	民	諸 税 係							1			1	2		2		6
	税	市民税第1係							1			6	1	1			9
		市民税第2係									2	2	2	1			7
財	課	# 					2		3		3	10	6	2	3		29
政	資					1	1										2
経	産	管理償却資産係							1	1		3		1			6
雅里		土 地 係							1		1	5	1	1			9
営	税	家 屋 係							1		4	3	2				10
部	課	il †				1	1		3	1	5	11	3	2			27
	収				1		1										2
	納	管 理 係								1		5			1		7
	推	納税推進係							1			5				7	13
		税外収納推進係							1		2	1					4
	進	特別滯納整理係							1			3	1	1			6
	課	計			1		1		3	1	2	14	1	1	1	7	32
	合	計	1	1	1	1	4		9	2	10	35	10	5	4	7	90

*次長 市民税課長兼務

*市民税課 副参事2名のうち1名は課長補佐兼務、他1名は課長補佐・市民税第2係長兼務、税務政策係・諸税係・市民税第1係の課付主幹は係長兼務

*資産税課 副参事は課長補佐兼務、土地係・家屋係の課付主幹は係長兼務

*収納推進課 参事は課長兼務、副参事は課長補佐兼務、納税推進係・税外収納推進係・特別滞納整理係の課付主幹は係長兼務

(3) 税務事務分掌

(令和3年4月1日現在)

部 課 係 1. 税務政策の企画及び調査に関すること。 2. 税収資料の収集及び税務統計に関すること。 3. 市税犯則事件に関すること。 4. 市税に係る今空に関すること。 6. 税関係書類の開放の定期に関すること。 6. 税関係書類の開放の定期に関すること。 6. 税関係書類の開放の定期に関すること。 6. 税関係書類の開放の定期に関すること。 9. 融の度務に関すること。 1. 法人市民税、	Γ		⇒m•			H				76		ale	(令和3年4月1日現在)					
2. 税収資料の収集及び税務統計に関すること。 3. 市税処則事件に関すること。 4. 市税に係る争談に関すること。 4. 市税に係る争談に関すること。 6. 税関係書類の閲覧及び証明に関すること。 6. 税関係書類の閲覧及び証明に関すること。 6. 税関係書類の閲覧及び証明に関すること。 9. 護の庶務に関すること。(他の部産等の主管に属する事項を除く。) 8. 市民税源、資産税源及び収納推進課の事務事業の調整に関すること。 9. 護の庶務に関すること。 市民税第1係市民税の調査、経済及び調定に関すること。 市民税第1係市民税の調査、経済及び調定に関すること。 市民税第2係 市民税第2係 市民税第2係 市民税第2係 市民税第2係 市民税第2係 市民税の市民税の調査、経済及び調定に関すること。 1. 個対資産に係る評価及び破譲に関すること。 2. 固定資産税及び都市計画税の調定に関すること。 4. 護の庶務に関すること。 4. 課の庶務に関すること。 1. 市税の収納管理及び督促並びに認が行った税外債権の滞納整理に伴り収納管理に関すること。 2. 市税過数納金の適付及び発定に関すること。 3. 県民税の払込みに関すること。 4. 純税の払みに関すること。 6. 純付薬託に関すること。 6. 純付薬託に関すること。 1. 市税の複収及び督励に関すること。 6. 純付薬託に関すること。 1. 市税の複収及び督励に関すること。 2. 分納苦約の履行管理に関すること。 3. 市税の滞納免分に関すること。 4. 市税の滞納免別に関すること。 4. 市税の滞納免分に関すること。 4. 市税の滞納免別に関すること。 4. 市税の滞納免別に関すること。 4. 市税の滞納免別に関すること。 4. 市税の滞納免債と関すること。 4. 市税の滞納免債と関すること。 4. 市税の滞除し、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では	L	部	課			係			事	務	<u>分</u>	掌						
表	Ę	財政 稻	怪営部					1. 税務政策の企画及び調査に	関すること	0								
日 花 秋 葉 係 5 . 固定資産評価審查委員会に関すること。								2. 税収資料の収集及び税務統	計に関する	ること。								
提 務 政 策 係 5. 固定資産評価審査委員会に関すること。 6. 税関係書類の関策及び延明に関すること。 7. ふるさと納稅に関すること。(他の部課等の主管に属する事項を除く。) 8. 市民税課、資産税課及び収納推進課の事務事業の調整に関すること。 9. 課の度務に関すること。								3. 市税犯則事件に関すること。										
 市民税課 6. 税関係養類の閲覧及び証明に関すること。 7. ふると納税に関すること。(他の部課等の主管に属する事項を除く。) 8. 市民税課、資産税課及び収納推進課の事務事業の調整に関すること。 9. 課の庶務に関すること。 前民税第1條 市民税第1條 市民税第1條 市民税第2條 1. 個人の市民税の調査、賦課及び調定に関すること。 1. 個人の市民税の調査、賦課及び調定に関すること。 2. 固定資産税及び報酬に関すること。 3. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 4. 課の庶務に関すること。 4. 課の庶務に関すること。 1. 市税の収納管理及び軽課に関すること。 2. 市税高級納金の適付及び転課に関すること。 3. 県民税の払込みに関すること。 4. 納税息想の普及の上及び納税奨励に関すること。 5. 日産経幹の推進に関すること。 6. 納付委託に関すること。 7. 課の庇務に関すること。 1. 市税の徴収及び督励に関すること。 3. 市民の密納の履行音廻に関すること。 4. 前税の権収及び督励に関すること。 3. 市民の密納の履行音廻に関すること。 3. 市民の密納の履行音廻に関すること。 3. 市民の密納の履行音廻に関すること。 3. 市民の密納の履行音廻に関すること。 3. 市民の密納の履行音廻に関すること。 3. 市民の密納の銀行管理に関すること。 3. 市民の密納処分に関すること。 3. 市民の密納処分に関すること。 								4. 市税に係る争訟に関すること。										
市 民 税 課 7. ふるさと納稅に関すること。(他の部課等の主管に属する事項を除く。) 8. 市民稅課、資産稅課及び収納推進課の事務事業の調整に関すること。 9. 課の庶務に関すること。 1. 法人市民稅、軽自動車稅、市たばこ稅、入湯稅及び事業所稅の調査、赎課及び調定に関すること。 2. 自動車臨時運行許可に関すること。 市 民 税 第 1 係 市 民 税 第 2 係 1. 個人の市民稅の調査、賦課及び調定に関すること。 1. 個人の市民稅の調査、賦課及び調定に関すること。 2. 固定資産稅及び都市計画稅の調定に関すること。 4. 課の庶務に関すること。 4. 課の庶務に関すること。 1. 土地に係る評価及び賦課に関すること。 2. 市稅の取納管理及び管化並びに課が行った稅外債権の滞納整理に伴う収納管理に関すること。 2. 市稅の収納管理及び管化並びに課が行った稅外債権の滞納整理に伴う収納管理に関すること。 1. 市稅の収納管理及び管化並びに課が行った稅外債権の滞納整理に伴う収納管理に関すること。 2. 市稅過點納金の還付及び充当に関すること。 5. 口座振替の推進に関すること。 6. 納付委託に関すること。 7. 課の庶務に関すること。 1. 市稅の徴収及び警防に関すること。 2. 分辨習約の履行管理に関すること。 3. 市稅の徴収及び警防に関すること。 3. 市稅の徴収及び警防に関すること。 3. 市稅の徴収及び管防に関すること。 3. 市稅の徴収及び管防に関すること。 3. 市稅の徴収及び管防に関すること。 3. 市稅の徴収及び管防に関すること。 3. 市稅の機収及び管防に関すること。 3. 市稅の機収及び管防に関すること。 3. 市稅の徴収及び管防に関すること。 3. 市稅の機収及び確保に関すること。 3. 市稅の機収及び確保に関すること。 3. 市稅の機収及び確保に関すること。 3. 市稅の機収及び確保に関すること。 3. 市稅の機収及び確保に関すること。				税	務	政 策	係	5. 固定資産評価審査委員会に	関すること									
市 民 税 課 8. 市民稅課、資産稅課及び収納推進課の事務事業の調整に関すること。 9. 課の庶務に関すること。 1. 法人市民稅、軽自動車稅、市たばこ稅、入湯稅及び事業所稅の調查、賦課及び調定に関すること。 1. 個人の市民稅の調査、賦課及び調定に関すること。 市 民 稅 第 1 係 市 民 稅 第 2 係 1. 個人の市民稅の調査、賦課及び調定に関すること。 2. 固定資産稅及び都市計画稅の調定に関すること。 3. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 4. 課の庶務に関すること。 4. 課の庶務に関すること。 1. 市稅の収納管理及び解決に関すること。 2. 市稅過期納金の選付及び武課に関すること。 2. 市稅過期納金の選付及び充当に関すること。 3. 県民稅の払込みに関すること。 4. 納稅思想の普及市上及び納稅奨励に関すること。 5. 口座擬替の推進に関すること。 6. 納付委託に関すること。 7. 課の庶務に関すること。 1. 市稅の徴収及び整劢に関すること。 1. 市稅の徴収及び整劢に関すること。 2. 分辨習約の履行管理に関すること。 3. 市稅の徴収及び整劢に関すること。 1. 市稅の徴収及び整劢に関すること。 3. 市稅の機収及び整劢に関すること。								6. 税関係書類の閲覧及び証明	に関するこ	<u>-</u> と。								
8. 市民税課、資産税課及び収納推進課の事務事業の調整に関すること。 9. 課の庶務に関すること。 1. 法人市民税、軽自動車税、市たぼこ税、入湯税及び事業所税の調査、賦課及び調定に関すること。 2. 自動車臨時運行許可に関すること。 市民税第1係 市民税第2係 1. 個人の市民税の調査、賦課及び調定に関すること。 1. 個知資産に係る評価及び賦課に関すること。 3. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 4. 課の庶務に関すること。 4. 課の庶務に関すること。 1. 市税の収納管理及び軽限に関すること。 2. 市税過誤納金の避付及び転課に関すること。 2. 市税過誤納金の避付及び充当に関すること。 3. 県民税の私込みに関すること。 4. 納税思想の普及向上及び納税奨励に関すること。 5. 口座振替の推進に関すること。 6. 納付委託に関すること。 7. 課の庶務に関すること。 1. 市税の徴収及び督励に関すること。 2. 分納管約の履行管理に関すること。 3. 市税の徴収及び督励に関すること。 3. 市税の徴収及び督励に関すること。 3. 市税の徴収及び督励に関すること。 3. 市税の機収及び督励に関すること。 3. 市税の機収及び目かの履行管理に関すること。 3. 市税の機収及び目かること。 3. 市税の機収及び目が表に関すること。 3. 市税の機収及び目が表に関すること。 3. 市税の常納処分に関すること。	-	# 昆	招 罪					7. ふるさと納税に関すること。(船	也の部課等	い 主管に	属する事項	質を除く。)						
諸 税 保 1. 法人市民稅、軽自動車稅、市たばこ稅、入湯稅及び事業所稅の調査、賦課及び調定に関すること。 1. 市民稅第1係 市民稅第1係 市民稅第2係 1. 個人の市民稅の調査、賦課及び測定に関すること。 1. 個人の市民稅の調査、賦課及び測定に関すること。 2. 固定資産稅及び都市計画稅の調定に関すること。 3. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 4. 課の庶務に関すること。 4. 課の庶務に関すること。 1. 市稅の収納管理及び配課に関すること。 2. 市稅過設納金の遷付及び訴課に関すること。 1. 市稅の収納管理及び管促並びに課が行った稅外債権の滞納整理に伴う収納管理に関すること。 2. 市稅過設納金の遷付及び充当に関すること。 3. 県民稅の私込みに関すること。 4. 納稅思想の普及向上及び納稅奨励に関すること。 5. 口座振悸の推進に関すること。 6. 納付委託に関すること。 7. 課の庶務に関すること。 1. 市稅の徵収及び督励に関すること。 1. 市稅の徵収及び督励に関すること。 3. 明天稅の審納の履行管理に関すること。 3. 市稅の徵収及び督励に関すること。	ľ	11 17	1九 味					8. 市民税課、資産税課及び収約	内推進課の	つ事務事業	美の調整に	関すること。						
諸 税 係 市 民 税 第 1 係 市 民 税 第 1 係 市 民 税 第 2 係 1. 個人の市民税の調査、賦課及び調定に関すること。 1. 個均資産に係る評価及び賦課に関すること。 2. 固定資産税及び都市計画税の調定に関すること。 3. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 4. 課の底務に関すること。 4. 課の底務に関すること。 1. 市税の収納管理及び耐促進びに課が行った税外債権の滞納整理に伴う収納管理に関すること。 2. 市税過誤納金の遷付及び充当に関すること。 3. 県民税の払込みに関すること。 4. 納税思想の普及向上及び納税奨励に関すること。 5. 口座振替の推進に関すること。 6. 納付委託に関すること。 7. 課の庶務に関すること。 1. 市税の徴収及び暫励に関すること。 4. 新税の滞納処の履行管理に関すること。 3. 市税の徴収及び暫励に関すること。 6. 新付金部に関すること。 1. 市税の徴収及び暫励に関すること。 3. 市税の徴収及び暫励に関すること。 1. 市税の徴収及び暫励に関すること。 3. 市税の徴収及び暫励に関すること。 3. 市税の徴収及び暫励に関すること。 3. 市税の徴収及び暫励に関すること。 3. 市税の徴収及び暫別に関すること。 3. 市税の徴収及び暫別に関すること。 3. 市税の徴収及び暫別に関すること。								9. 課の庶務に関すること。										
2. 自動車臨時運行許可に関すること。 市 民 税 第 1 係 市 民 税 第 2 係 1. 個人の市民税の調査、賦課及び調定に関すること。 1. 償却資産に係る評価及び賦課に関すること。 2. 固定資産税及び都市計画税の調定に関すること。 3. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 4. 課の庶務に関すること。 土 地 係 1. 土地に係る評価及び賦課に関すること。 ネ 屋 係 1. 家屋に係る評価及び賦課に関すること。 1. 市税の収納管理及び暫促並びに課が行った税外債権の滞納整理に伴う収納管理に関すること。 2. 市税過誤納金の選付及び充当に関すること。 3. 県民税の払込みに関すること。 4. 納税思想の普及向上及び納税奨励に関すること。 5. 口座振替の推進に関すること。 6. 納付委託に関すること。 7. 課の庶務に関すること。 1. 市税の徴収及び督励に関すること。 1. 市税の徴収及び督励に関すること。 2. 分納誓約の履行管理に関すること。 3. 市税の徴収及び督励に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。				≟ ±.		4H	K	1. 法人市民税、軽自動車税、市	iたばこ税、	、入湯税及	び事業所	脱の調査、則	武課及び調定に関すること。					
市民税第2係				珀		忧	11	2. 自動車臨時運行許可に関す	ること。									
市民 税 第 2 係 1. 償却資産に係る評価及び賦課に関すること。 2. 固定資産税及び都市計画税の調定に関すること。 3. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 4. 課の庶務に関すること。 土 地 係 1. 土地に係る評価及び賦課に関すること。 家 屋 係 1. 家屋に係る評価及び賦課に関すること。 1. 市税の収納管理及び督促並びに課が行った税外債権の滞納整理に伴う収納管理に関すること。 2. 市税過誤納金の還付及び充当に関すること。 3. 県民税の払込みに関すること。 4. 納税思想の普及向上及び納税奨励に関すること。 5. 口座振替の推進に関すること。 6. 納付委託に関すること。 7. 課の庶務に関すること。 1. 市税の徴収及び督励に関すること。 1. 市税の徴収及び督励に関すること。 2. 分納警約の履行管理に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。				市	民和	锐第1	係	1 個人の志見鋭の調本 時期1	ムッド部今り	- E目- ナ ファ)	٠.							
管理償却資産係 3. 国有資産等及び都市計画税の調定に関すること。 3. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 4. 課の庶務に関すること。 4. 課の庶務に関すること。 セ 地 係 1. 土地に係る評価及び賦課に関すること。 家 屋 係 1. 家屋に係る評価及び賦課に関すること。 1. 市税の収納管理及び督促並びに課が行った税外債権の滞納整理に伴う収納管理に関すること。 2. 市税過誤納金の還付及び充当に関すること。 3. 県民税の私込みに関すること。 4. 納税思想の普及向上及び納税奨励に関すること。 5. 口座振替の推進に関すること。 6. 納付委託に関すること。 7. 課の庶務に関すること。 1. 市税の徴収及び督励に関すること。 2. 分納誓約の履行管理に関すること。 2. 分納智約の履行管理に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。				市	民和	脱第2	2 係	. 個人の市民税の調査、賦課及び調定に関すること。										
管理償却資産係 3. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 4. 課の庶務に関すること。 土 地 係 1. 土地に係る評価及び賦課に関すること。 家 屋 係 1. 家屋に係る評価及び賦課に関すること。 1. 市税の収納管理及び督促並びに課が行った税外債権の滞納整理に伴う収納管理に関すること。 2. 市税過誤納金の遷付及び充当に関すること。 3. 県民税の払込みに関すること。 4. 納税思想の普及向上及び納税奨励に関すること。 5. 口座振替の推進に関すること。 6. 納付委託に関すること。 7. 課の庶務に関すること。 1. 市税の徴収及び督励に関すること。 2. 分納誓約の履行管理に関すること。 3. 市税の常収及び督励に関すること。 3. 市税の常収及び督励に関すること。 3. 市税の常納処分に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。					答 钿 億 却			1. 償却資産に係る評価及び賦詞	果に関する	らこと。								
資産税課 3. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 土地係 1. 土地に係る評価及び賦課に関すること。 家屋係1. 家屋に係る評価及び賦課に関すること。 1. 市税の収納管理及び督促並びに課が行った税外債権の滞納整理に伴う収納管理に関すること。 2. 市税過誤納金の選付及び充当に関すること。 3. 県民税の払込みに関すること。 4. 納税思想の普及向上及び納税奨励に関すること。 5. 口座振替の推進に関すること。 6. 納付委託に関すること。 7. 課の庶務に関すること。 1. 市税の徴収及び督励に関すること。 3. 市税の常納処分に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。				Andre -		· 十n //穴 っ	± 150	2. 固定資産税及び都市計画税	の調定に	関すること								
4. 課の庶務に関すること。 土 地 係 1. 土地に係る評価及び賦課に関すること。 家 屋 係 1. 家屋に係る評価及び賦課に関すること。 1. 市税の収納管理及び督促並びに課が行った税外債権の滞納整理に伴う収納管理に関すること。 2. 市税過誤納金の還付及び充当に関すること。 3. 県民税の払込みに関すること。 4. 納税思想の普及向上及び納税奨励に関すること。 5. 口座振替の推進に関すること。 6. 納付委託に関すること。 7. 課の庶務に関すること。 1. 市税の徴収及び督励に関すること。 2. 分納誓約の履行管理に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。	2	te str	公 細	官埋負却負压的			主派	3. 国有資産等所在市町村交付	金に関す	ること。								
家 屋 係 1. 家屋に係る評価及び賦課に関すること。	1	更生	竹 味					4. 課の庶務に関すること。										
1. 市税の収納管理及び督促並びに課が行った税外債権の滞納整理に伴う収納管理に関すること。 2. 市税過誤納金の還付及び充当に関すること。 3. 県民税の払込みに関すること。 4. 納税思想の普及向上及び納税奨励に関すること。 5. 口座振替の推進に関すること。 6. 納付委託に関すること。 7. 課の庶務に関すること。 1. 市税の徴収及び督励に関すること。 2. 分納誓約の履行管理に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。				土		地	係	1. 土地に係る評価及び賦課に関すること。										
2. 市税過誤納金の還付及び充当に関すること。 3. 県民税の払込みに関すること。 4. 納税思想の普及向上及び納税奨励に関すること。 5. 口座振替の推進に関すること。 6. 納付委託に関すること。 7. 課の庶務に関すること。 1. 市税の徴収及び督励に関すること。 2. 分納誓約の履行管理に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。				家		屋	係	1. 家屋に係る評価及び賦課に関										
(2) 別の根の地域のでは、								1. 市税の収納管理及び督促並	びに課が	行った税外	債権の滞給	納整理に伴	う収納管理に関すること。					
管 理 係 4. 納税思想の普及向上及び納税奨励に関すること。 5. 口座振替の推進に関すること。 6. 納付委託に関すること。 7. 課の庶務に関すること。 1. 市税の徴収及び督励に関すること。 2. 分納誓約の履行管理に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。								2. 市税過誤納金の還付及び充	当に関する	ること。								
収納推進課 5. 口座振替の推進に関すること。 6. 納付委託に関すること。 7. 課の庶務に関すること。 1. 市税の徴収及び督励に関すること。 2. 分納誓約の履行管理に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。								3. 県民税の払込みに関すること										
収納推進課 6. 納付委託に関すること。 7. 課の庶務に関すること。 1. 市税の徴収及び督励に関すること。 2. 分納誓約の履行管理に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。				管		理	係	4. 納税思想の普及向上及び納	税奨励に	関すること								
7. 課の庶務に関すること。								5. 口座振替の推進に関すること										
1. 市税の徴収及び督励に関すること。 2. 分納誓約の履行管理に関すること。 3. 市税の滞納処分に関すること。	Ц	又納拍	推課					6. 納付委託に関すること。										
2. 分納誓約の履行管理に関すること。 納 税 推 進 係 3. 市税の滞納処分に関すること。								7. 課の庶務に関すること。										
納 税 推 進 係 3. 市税の滞納処分に関すること。								1. 市税の徴収及び督励に関す	ること。									
3. 市税の滞納処分に関すること。				ر بارئ	174	₩ ₩	ls:											
4. 交付要求に関すること。				袝	柷	说 推 進	係	3. 市税の滞納処分に関すること										
							4. 交付要求に関すること。											

部	課	係	事 務 分 掌
			1. 税外債権の徴収及び督励に関すること。
		税外収納推進係	2. 税外債権の滞納処分に関すること。
収納推	ン46: 美田		3. 債権管理推進本部に関すること。
4又 7约 1庄	進硃		1. 市税の徴収及び督励に関すること。
		特別滞納整理係	2. 市税の滞納処分に関すること。
			3. 三重地方税管理回収機構との連絡に関すること。

(4) 徴税費に関する調

(単位:千円,%)

表 日	(単位:十円,%)												
及 収 入 額 (2) 個人の県民税 (12,549,616 12,686,482 13,124,336 13,684,634 13,522,823 (3) 合 計 76,469,299 80,215,110 91,389,843 91,167,656 87,077,635 87,077 87,077,635 87,077	費	· ·	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度					
(3) 合 計 76,469,299 80,215,110 91,389,843 91,167,656 87,077,635			(1) 市 税	63,919,683	67,528,628	78,265,507	77,483,022	73,554,812					
(4) 基本 給 291,842 289,727 301,698 289,986 299,763	税収	入 額	(2) 個人の県民税	12,549,616	12,686,482	13,124,336	13,684,634	13,522,823					
大			(3) 合 計	76,469,299	80,215,110	91,389,843	91,167,656	87,077,635					
大			(4) 基 本 給	291,842	289,727	301,698	289,986	299,763					
(イ) 超過勤務手当 44,020 43,038 54,241 49,848 58,567 (中 (口) 税務特別手当 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		λ.	(5) 諸 手 当	169,069	167,143	185,577	179,314	192,615					
使 (ハ) その他の手当 125,049 124,105 131,336 129,466 134,048 (6) そ の 他 92,255 94,036 99,565 95,349 101,532 (7) 小 計 553,166 550,906 586,840 564,649 593,910 (8) 旅 費 870 1,250 1,344 1,024 190 (9) 貸 金 69,203 72,978 72,837 76,612 50,331 (10) そ の 他 246,067 179,528 184,579 251,131 204,427 (11) 小 計 316,140 253,756 258,760 328,767 254,948 変変 及 (イ) うち 住民税 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			(イ) 超過勤務手当	44,020	43,038	54,241	49,848	58,567					
横 (6) そ の 他 92,255 94,036 99,565 95,349 101,532 (7) 小 計 553,166 550,906 586,840 564,649 593,910 第 (8) 旅 費 870 1,250 1,344 1,024 190 (9) 賃 金 69,203 72,978 72,837 76,612 50,331 (10) そ の 他 246,067 179,528 184,579 251,131 204,427 (11) 小 計 316,140 253,756 258,760 328,767 254,948 (12) 納期前納付の報疑金 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		件	(口) 税務特別手当	0	0	0	0	0					
後 (6) そ の 他 92,255 94,036 99,565 95,349 101,532 (7) 小 計 553,166 550,906 586,840 564,649 593,910 需 (8) 旅 費 870 1,250 1,344 1,024 190 (9) 賃 金 69,203 72,978 72,837 76,612 50,331 (10) そ の 他 246,067 179,528 184,579 251,131 204,427 (11) 小 計 316,140 253,756 258,760 328,767 254,948 (12) 納期前納付の報奨金 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		#	(ハ) その他の手当	125,049	124,105	131,336	129,466	134,048					
(1)		質	(6) そ の 他	92,255	94,036	99,565	95,349	101,532					
競用 (9) 賃 金 69,203 72,978 72,837 76,612 50,331 (10) そ の 他 246,067 179,528 184,579 251,131 204,427 (11) 小 計 316,140 253,756 258,760 328,767 254,948 接受 (12) 納期前納付の報奨金 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	徴		(7) 小 計	553,166	550,906	586,840	564,649	593,910					
税		雲	(8) 旅 費	870	1,250	1,344	1,024	190					
税 費 (10) その他 246,067 179,528 184,579 251,131 204,427 (11) 小 計 316,140 253,756 258,760 328,767 254,948 費 (12) 納期前納付の報奨金 0 0 0 0 0 及びこれにつうち 固都税 0 0 0 0 0 (13) 納税奨励金 0 0 0 0 0 (14) その他 755 664 667 715 1,469 その他 10,714 9,374 11,466 10,778 7,314 (17) 合計 880,775 814,700 857,733 904,909 857,641 (18) 納稅通知書(通知書を含む)の数を基準にした金額(19) 微収額を基準にした金額(20) 納稅通務を基準にした金額(21) 報理金の額に相当する。 -			(9) 賃 金	69,203	72,978	72,837	76,612	50,331					
世 (11) 小 計 316,140 253,756 258,760 328,767 254,948	税		(10) そ の 他	246,067	179,528	184,579	251,131	204,427					
費 金及 以こに (口) うち 固都税 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			(11) 小 計	316,140	253,756	258,760	328,767	254,948					
費 及びこしつうち 固都税 0 <		報奨・	(12) 納期前納付の報	奨金 0	0	0	0	0					
に (ロ) うち 固都税 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	費	及	(イ) うち 住民税	0	0	0	0	0					
に類 (13) 納税奨励金 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			(ロ) うち 固都税	0	0	0	0	0					
経費 (15) 小 計 755 664 667 715 1,469 その他 (16) そ の 他 10,714 9,374 11,466 10,778 7,314 (17) 合 計 880,775 814,700 857,733 904,909 857,641 【18) 納税通知書(通知書を含 む)の数を基準にした金額 19) 徴収額を基準にした金額 (19) 徴収額を基準にした金額 462,938 475,762 476,420 483,693 489,672 した金額 (21) 報奨金の額に相当する 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		に	(13) 納税奨励金	0	0	0	0	0					
その他 (16) そ の 他 10,714 9,374 11,466 10,778 7,314 (17) 合 計 880,775 814,700 857,733 904,909 857,641 [18] 納税通知書(通知書を含む)の数を基準にした金額 (19) 徴収額を基準にした金額 (19) 徴収額を基準にした金額 (20) 納税義務者数等を基準にした金額 (21) 報奨金の額に相当する 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		する	(14) そ の 他	755	664	667	715	1,469					
その他 (16) そ の 他 10,714 9,374 11,466 10,778 7,314 (17) 合 計 880,775 814,700 857,733 904,909 857,641 [18] 納税通知書(通知書を含む)の数を基準にした金額 (19) 徴収額を基準にした金額 (19) 徴収額を基準にした金額 (20) 納税義務者数等を基準にした金額 (21) 報奨金の額に相当する 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		経 費	(15) 小 計	755	664	667	715	1,469					
(18) 納税通知書(通知書を含む)の数を基準にした金額 (19) 徴収額を基準にした金額 (19) 徴収額を基準にした金額 (20) 納税義務者数等を基準に 462,938 475,762 476,420 483,693 489,672 した金額 (21) 報奨金の額に相当する 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			(16) そ の 他	10,714	9,374	11,466	10,778	7,314					
世)の数を基準にした金額 (19) 徴収額を基準にした金額 (19) 徴収額を基準にした金額 (20) 納税義務者数等を基準に した金額 (21) 報奨金の額に相当する 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			(17) 合 計	880,775	814,700	857,733	904,909	857,641					
県民税徴収取扱 (19) 徴収額を基準にした金額					-	_	-	_					
県民税徴収取扱費 (20) 納税義務者数等を基準にした金額 (21) 報奨金の額に相当する					_	_	_	_					
(21) 報奨金の額に相当する 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			(20) 納税義務者数等を基		475,762	476,420	483,693	489,672					
(23) (17) - (22) 417,837 338,938 381,313 421,216 367,969 税収入額に対する徴税費 (24) (17) / (3) 1.2 1.0 0.9 1.0 1.0	取	及 費	(21) 報奨金の額に相当す	-る 0	0	0	0	0					
税 収 入 額 に (24) (17) / (3) 1.2 1.0 0.9 1.0 1.0 対する徴税費			(22) 合 計	462,938	475,762	476,420	483,693	489,672					
対する徴税費		(23)	(17) - (22)	417,837	338,938	381,313	421,216	367,969					
	税収え	人額に	(24) (17)/(3)	1.2	1.0	0.9	1.0	1.0					
	の割る	以忧其 合(%)	(25) $(23)/(1)$	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5					

(5)特殊勤務手当(関係分)

種類	勤	務	内	容	区分	手当額	備	考	
滞納整理業務手当	健康保険料	4、市営住)税外収 <i>2</i>	宅使用料 人金の滞約	⊀険料、国民 計、区画整理 内処分に関す	日額	300円			

3. 一般会計及び市税

- (1) 令和3年度一般会計当初予算額
- (2) 令和3年度市税当初予算額
- (3) 令和2年度一般会計決算額
- (4) 一般会計歳入歳出決算額の推移
- (5) 令和2年度市税決算額
- (6) 市税年度別決算額の推移
- (7) 大規模法人の税額の推移(決算)
- (8) 市民1人当たり市税負担額等の推移(決算)

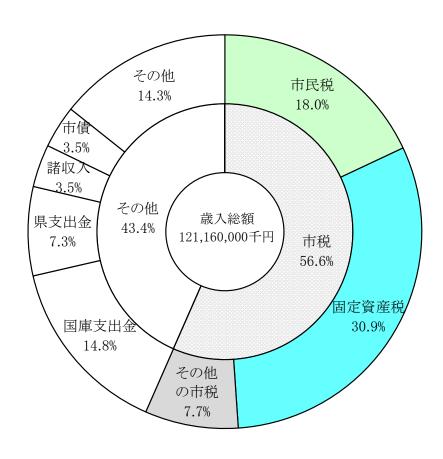
3. 一般会計及び市税

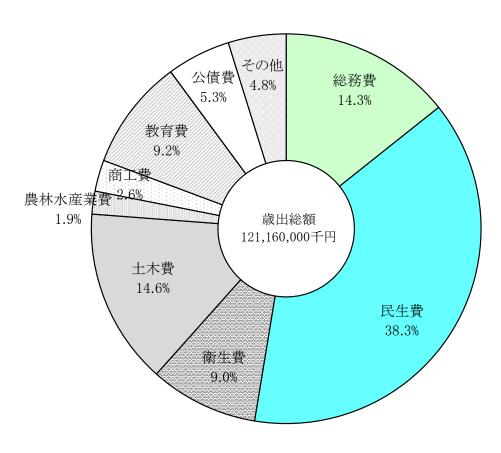
(1) 令和3年度一般会計当初予算額

(単位:千円,%)

歳	入		歳 出						
款別	予 算 額	構成比		款	另	IJ	予 算 額	構成比	
市税	68,531,001	56.6	議	会	21	費	661,546	0.5	
地方譲与税	1,133,001	0.9	総	矜	Š	費	17,387,614	14.3	
利 子 割 交 付 金	47,000	0.0	民	生	Ξ.	費	46,356,310	38.3	
配 当 割 交 付 金	135,000	0.1	衛	生	Ē	費	10,889,452	9.0	
株式等譲渡所得割交付金	160,000	0.1	労	偅	助	費	170,298	0.1	
法人事業税交付金	980,000	0.8	農	林 水	産	業費	2,362,985	1.9	
地方消費税交付金	7,000,000	5.8	商	I		費	3,126,143	2.6	
ゴルフ場利用税交付金	70,000	0.1	土	木	7	費	17,684,031	14.6	
自動車取得税交付金	1	0.0	消	财	5	費	4,727,781	3.9	
環境性能割交付金	102,000	0.1	教	育	Ĭ	費	11,112,762	9.2	
地方特例交付金	670,000	0.6	公	債	į	費	6,381,078	5.3	
地方交付税	10,000	0.0	予	偱	育	費	300,000	0.3	
交通安全対策特別交付金	47,692	0.0							
分担金及び負担金	697,698	0.6							
使用料及び手数料	1,993,751	1.6							
国 庫 支 出 金	17,878,446	14.8							
県 支 出 金	8,788,548	7.3							
財 産 収 入	170,824	0.1							
寄 附 金	74,401	0.1							
繰 入 金	3,909,931	3.2							
繰 越 金	300,081	0.2							
諸 収 入	4,219,725	3.5							
市 債	4,240,900	3.5							
歳 入 合 計	121,160,000	100.0	歳	出	合	言	121,160,000	100.0	

[図表] 令和3年度一般会計当初予算額



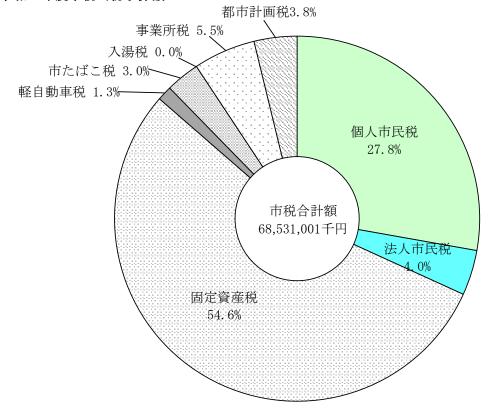


(2) 令和3年度市税当初予算額

(単位:千円,%)

	税		目		現年度分	滞納繰越分	合 計	構成比	前年度比
市		民		税	21,504,500	305,400	21,809,900	31.8	85.5
	個		人		18,828,200	265,200	19,093,400	(27.8)	91.9
	法		人		2,676,300	40,200	2,716,500	(4.0)	57.4
固	定	資	産	税	37,219,100	213,400	37,432,500	54.6	98.5
	純 固	定資	産税		37,195,700	213,400	37,409,100	(54.6)	98.5
	国有資	産等	所在市	町村	23,400	0	23,400	(0.0)	99.2
軽	自	動	車	税	855,500	12,001	867,501	1.3	103.1
	環境性	生能割	J		32,600	1	32,601	(0.0)	113.6
	種別割	訓			822,900	12,000	834,900	(1.3)	102.7
市	た	ば	۲	税	2,079,000	0	2,079,000	3.0	96.7
入		湯		税	2,100	0	2,100	0.0	80.8
事	業		所	税	3,718,500	13,100	3,731,600	5.5	99.96
都	市	計	画	税	2,592,800	15,600	2,608,400	3.8	99.7
	合		計		67,971,500	559,501	68,531,001	100.0	94.1

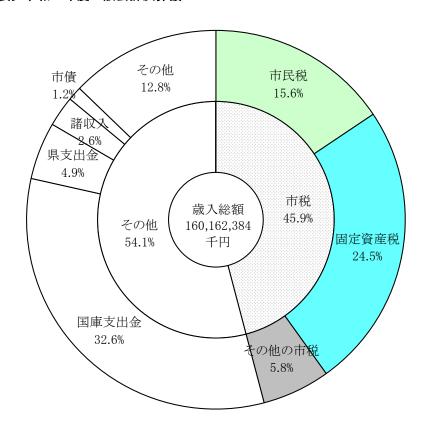
〔図表〕令和3年度市税当初予算額

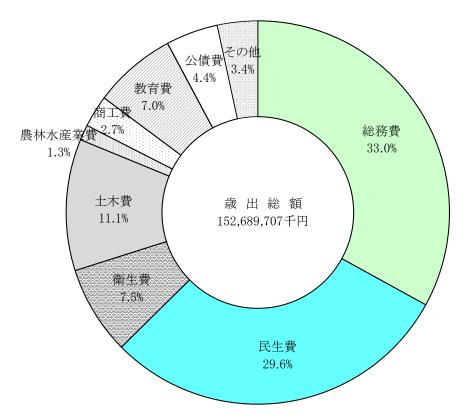


(3)令和2年度一般会計決算額

									1						(肖	色位:千	円, %)
		蒜	Ē		ı	入		ı				歳			Н	<u> </u>	Г
	款		別		決	算	額	構成比		款		別		決	算	額	構成比
市				税	7	'3 , 58	54,812	45.9	議		会		費		62	20,879	0.4
地	方 譲	Sile Control	与	税		1,2	18,214	0.8	総		務		費	5	50,3	51,633	33.0
利	子 割	交	付	金		į	55,774	0.0	民		生		費	4	5,2	12,589	29.6
配	当 割	交	付	金		28	59,552	0.2	衛		生		費	1	1,40	05,456	7.5
株式	式等譲渡所	行得:	割交斥	寸金		28	83,240	0.2	労		働		費			52,533	0.1
法	人事業	税	交 付	金		89	98,040	0.6	農	林	水產	1 業	費		2,0	41,561	1.3
地	方消費	税	交 付	金		7,06	60,800	4.4	商		エ		費		4,12	25,335	2.7
ゴノ	レフ場利力	甲利	总交东	金		8	82,657	0.0	土		木		費	1	6,9	78,190	11.1
自!	動車取得	,税	交付	金			57	0.0	消		防		費		4,13	38,375	2.7
環	境 性 能	割	交 付	金		10	00,307	0.1	教		育		費	1	0,70	03,718	7.0
地	方 特 例	1 3	交 付	金		34	46,452	0.2	災	害	復	旧	費		30	61,979	0.2
地	方 交	Š	付	税		5	12,399	0.3	公		債		費		6,69	97,459	4.4
交通	通安全対策	特	別交付	寸金		4	45,013	0.0	予		備		費			0	0.0
分	担金及	び	負 担	金		64	48,018	0.4									
使	用料及	び	手 数	料		1,98	86,090	1.2									
玉	庫 支	Ē	出	金	5	52,2	13,527	32.6									
県	支	E	Ц	金		7,83	33,216	4.9									
財	産	1	Z	入		79	93,019	0.5									
寄	陈	ţ		金		(68,607	0.0									
繰	入			金		73	30,287	0.5									
繰	赵	Ì		金		5,4	13,289	3.4									
諸	ЦX	ζ		入		4,17	74,614	2.6									
市				債		1,88	84,400	1.2									
歳	入	É	<u></u>	計	16	50,16	62,384	100.0	歳	E	Н	合	計	15	52,68	89,707	100.0
									1/	_							

[図表] 令和2年度一般会計決算額





(4) 一般会計歳入歳出決算額の推移

- 44-	平成 28 年	度	平成29年	度
款别	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比
歳入合計	110,231,414	100.0	112,291,501	100.0
市税	63,919,683	58.0	67,528,628	60.1
地 方 譲 与 税	1,183,754	1.1	1,167,055	1.0
利 子 割 交 付 金	83,160	0.1	117,152	0.1
配当割交付金	203,669	0.2	293,051	0.3
株式等譲渡所得割交付金	119,835	0.1	290,603	0.3
法人事業税交付金		_		_
地方消費税交付金	5,338,100	4.8	5,597,466	5.0
ゴルフ場利用税交付金	90,364	0.1	87,630	0.1
自動車取得税交付金	224,509	0.2	307,260	0.3
環境性能割交付金				
地方特例交付金	202,795	0.2	222,010	0.2
地 方 交 付 税	1,273,697	1.1	1,049,819	0.9
交通安全対策特別交付金	53,735	0.0	50,442	0.1
分担金及び負担金	1,251,420	1.1	1,258,040	1.1
使用料及び手数料	2,203,459	2.0	2,174,636	1.9
国 庫 支 出 金	15,082,075	13.7	15,821,827	14.1
県 支 出 金	6,385,585	5.8	6,867,187	6.1
財 産 収 入	289,189	0.3	174,361	0.2
寄 附 金	137,063	0.1	100,092	0.1
繰 入 金	1,095,899	1.0	468,634	0.4
繰 越 金	2,979,376	2.7	2,591,073	2.3
諸 収 入	4,377,047	4.0	4,385,935	3.9
市債		3.4	1,738,600	1.5
歳 出 合 計	107,640,341	100.0	109,493,361	100.0
議 会 費	647,993	0.6	635,074	0.6
総 務 費	13,522,970	12.6	12,141,629	11.1
民 生 費	40,004,600	37.2	40,503,729	37.0
衛 生 費	8,904,094	8.3	9,564,587	8.7
労 働 費	51,003	0.0	47,175	0.0
農林水産業費	1,524,586	1.4	1,697,400	1.6
商工費	3,040,958	2.8	2,828,410	2.6
土 木 費	16,004,287	14.9	16,545,832	15.1
消防费	4,235,796	3.9	4,369,018	4.0
教 育 費	10,149,385	9.4	12,265,476	11.2
災害復旧費	174,994	0.2	136,806	0.1
公 債 費	9,379,675	8.7	8,758,225	8.0
予備費	0	0.0	0	0.0

(単位:千円,%)

平 成 30 年	度	令 和 元 年		中位: 令和2年	<u>千円,%)</u> 度
	構成比	決 算 額	構成比	決算額	構成比
125,621,426	100.0	128,632,440	100.0	160,162,384	100.0
78,265,507	62.3	77,483,022	60.2	73,554,812	45.9
1,191,735	0.9	1,205,341	0.9	1,218,214	0.8
114,657	0.1	52,162	0.1	55,774	0.0
230,969	0.2	267,172	0.2	259,552	0.2
185,751	0.1	146,710	0.1	283,240	0.2
_	_	_	_	898,040	0.6
5,981,478	4.8	5,826,730	4.5	7,060,800	4.4
85,823	0.1	87,210	0.1	82,657	0.0
326,658	0.3	183,654	0.1	57	0.0
_		45,785	0.0	100,307	0.1
249,329	0.2	844,648	0.7	346,452	0.2
824,638	0.7	639,288	0.5	512,399	0.3
46,621	0.0	43,766	0.0	45,013	0.0
1,263,528	1.0	986,202	0.8	648,018	0.4
2,124,771	1.7	2,036,780	1.6	1,986,090	1.2
15,894,809	12.7	17,522,397	13.6	52,213,527	32.6
6,888,937	5.5	7,475,924	5.8	7,833,216	4.9
238,335	0.2	496,902	0.4	793,019	0.5
83,957	0.0	123,522	0.1	68,607	0.0
2,026,792	1.6	1,778,221	1.4	730,287	0.5
2,798,140	2.2	3,045,915	2.4	5,413,289	3.4
4,432,691	3.5	4,492,689	3.5	4,174,614	2.6
2,366,300	1.9	3,848,400	3.0	1,884,400	1.2
122,575,511	100.0	123,219,150	100.0	152,689,707	100.0
628,833	0.5	632,541	0.5	620,879	0.4
28,757,774	23.5	24,992,345	20.3	50,351,633	33.0
42,175,221	34.4	42,535,351	34.5	45,212,589	29.6
9,197,593	7.5	9,540,588	7.8	11,405,456	7.5
69,703	0.0	85,308	0.1	52,533	0.1
1,675,660	1.4	1,622,466	1.3	2,041,561	1.3
3,792,740	3.1	4,112,093	3.4	4,125,335	2.7
15,778,043	12.9	15,436,295	12.5	16,978,190	11.1
3,961,595	3.2	3,842,772	3.1	4,138,375	2.7
8,693,825	7.1	12,952,260	10.5	10,703,718	7.0
119,851	0.1	167,643	0.1	361,979	0.2
7,724,673	6.3	7,299,488	5.9	6,697,459	4.4
0	0.0	19	0.0	0	0.0

19

(5) 令和2年度市税決算額

区分	マ <i>は</i> 田 <i>据</i>	調	定額(A	A)	収
税目	予 算 現 額	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分
市税	72,781,401,000	73,695,086,212	1,189,826,051	74,884,912,263	73,088,051,931
市 民 税	24,532,300,000	24,993,344,646	694,555,526	25,687,900,172	24,662,247,704
個人市民税	20,465,700,000	20,551,409,246	657,656,433	21,209,065,679	20,250,782,904
均 等 割	565,400,000	570,559,500	18,183,727	588,743,227	562,213,347
所 得 割	19,900,300,000	19,980,849,746	639,472,706	20,620,322,452	19,688,569,557
うち退職所得	_	157,905,703	0	157,905,703	157,905,703
(普通徴収)	_	3,704,089,382	622,101,515	4,326,190,897	3,468,581,214
(特別徴収)	_	16,847,319,864	35,554,918	16,882,874,782	16,782,201,690
法人市民税	4,066,600,000	4,441,935,400	36,899,093	4,478,834,493	4,411,464,800
均 等 割	999,200,000	1,104,408,900	5,699,673	1,110,108,573	1,096,832,923
法人税割	3,067,400,000	3,337,526,500	31,199,420	3,368,725,920	3,314,631,877
(うち超過税率)	_	445,504,214	_	445,504,214	442,385,685
固定資産税	39,005,900,000	39,350,141,100	432,025,170	39,782,166,270	39,129,665,654
純固定資産税	38,982,300,000	39,326,499,000	432,025,170	39,758,524,170	39,106,023,554
土 地	8,040,800,000	8,167,826,366	197,577,399	8,365,403,765	8,093,432,948
家屋	10,117,700,000	10,267,552,172	227,439,848	10,494,992,020	10,174,034,231
償 却 資 産	20,823,800,000	20,891,120,462	7,007,923	20,898,128,385	20,838,556,375
交 付 金	23,600,000	23,642,100	0	23,642,100	23,642,100
軽 自 動 車 税	841,301,000	849,428,500	32,534,583	881,963,083	836,891,635
環境性能割	28,701,000	31,222,000	0	31,222,000	31,222,000
種別割	812,600,000	818,206,500	32,534,583	850,741,083	805,669,635
市たばこ税	2,051,000,000	2,103,417,606	0	2,103,417,606	2,103,417,606
特別土地保有税	0	0	0	0	0
保有分	0	0	0	0	0
取 得 分	0	0	0	0	0
入 湯 税	2,600,000	1,818,860	0	1,818,860	1,818,860
-t- All -c					
事業所税	3,733,200,000	3,730,761,000	0	3,730,761,000	
資産割	3,185,700,000	3,190,849,100	0	3,190,849,100	3,166,913,205
従業者割	547,500,000	539,911,900	0	539,911,900	535,861,795
±77 → 31 == 424	0.015.100.000	0.000 171 -00	00.510.550	0.000.005.050	0.051.005.150
都市計画税	2,615,100,000	2,666,174,500	30,710,772	2,696,885,272	2,651,235,472
土地	1,288,100,000	1,312,648,629	15,889,109	1,328,537,738	1,305,293,636
家屋	1,327,000,000	1,353,525,871	14,821,663	1,368,347,534	1,345,941,836

(単位:円,%)

								位:円, '	
入 済	額 (B)	不納		額	(C)	収入未済額	収納	率(B)/	/(A)
滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分		計	(A) - (B) - (C)	現年分	滞納分	計
466,760,073	73,554,812,004	631,141	66,488,44	7	67,119,588	1,262,980,671	99.2	39.2	98.2
259,853,225	24,922,100,929	301,541	49,921,73	1	50,223,272	715,575,971	98.7	37.4	97.0
252,402,709	20,503,185,613		47,529,45	3	47,830,994	658,049,072	98.5	38.4	96.7
6,978,753	569,192,100	8,373	1,314,15	5	1,322,528	18,228,599	98.5	38.4	96.7
245,423,956	19,933,993,513	293,168	46,215,29	8	46,508,466	639,820,473	98.5	38.4	96.7
0	157,905,703	0		0	0	0	100.0	_	100.0
228,836,616	3,697,417,830	182,939	44,201,25	5	44,384,194	584,388,873	93.6	36.8	85.5
23,566,093	16,805,767,783	118,602	3,328,19	8	3,446,800	73,660,199	99.6	66.3	99.5
7,450,516	4,418,915,316	0	2,392,27	8	2,392,278	57,526,899	99.3	20.2	98.7
1,150,855	1,097,983,778	0	369,52	7	369,527	11,755,268	99.3	20.2	98.9
6,299,661	3,320,931,538	0	2,022,75	1	2,022,751	45,771,631	99.3	20.2	98.6
_	442,385,685	_	_			_	99.3		99.3
182,885,143	39,312,550,797	238,905	13,697,91	6	13,936,821	455,678,652	99.4	42.3	98.8
182,885,143	39,288,908,697	238,905	13,697,91	6	13,936,821	455,678,652	99.4	42.3	98.8
84,215,840	8,177,648,788	105,848	6,271,48	4	6,377,332	181,377,645	99.1	42.6	97.8
96,944,478	10,270,978,709	133,057	7,219,37	5	7,352,432	216,660,879	99.1	42.6	97.9
1,724,825	20,840,281,200	0	207,05	7	207,057	57,640,128	99.7	24.6	99.7
0	23,642,100	0		0	0	0	100.0		100.0
11,021,203	847,912,838	74,500	1,895,07	5	1,969,575	32,080,670	98.5	33.9	96.1
0	31,222,000	0		0	0	0	100.0	_	100.0
11,021,203	816,690,838	74,500	1,895,07	5	1,969,575	32,080,670	98.5	33.9	96.0
0	2,103,417,606	0		0	0	0	100.0	_	100.0
0	0	0		0	0	0	_	_	_
0	0	0		0	0	0	_	_	_
0	0	0		0	0	0	_		_
0	1,818,860	0		0	0	0	100.0	_	100.0
0	3,702,775,000	0		0	0	27,986,000	99.2	_	99.2
0	3,166,913,205	0		0	0	23,935,895	99.2	_	99.2
0	535,861,795	0		0	0	4,050,105	99.2	_	99.2
13,000,502	2,664,235,974	16,195	973,72	5	989,920	31,659,378	99.4	42.3	98.8
6,726,187	1,312,019,823	7,973	503,78	5	511,758	16,006,157	99.4	42.3	98.8
6,274,315	1,352,216,151	8,222	469,94	0	478,162	15,653,221	99.4	42.3	98.8

(6) 市税年度別決算額の推移

(その I)

(「地方財政状況調査」中の第6表「市町村税の徴収実績」による)

(単位:千円,%)

		(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	E.] V/MO30)		(半型.	千円,%)
年度等		-	平 成	2	8 年	度			
	======================================	周 定 額			収 入	額	収納率	前年	度比
税目	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	計	調定計	収入計
市税	63,834,076	1,653,339	65,487,415	63,337,784	581,899	63,919,683	97.6	101.8	102.2
±	04.40= 05:	0.10.15	05 055 555	00.000.000	000 45.	04.40=		.=-	
市民税	24,107,261	948,476	25,055,737	23,808,940	326,194				98.0
個人市民税	19,080,236	917,703	19,997,939	18,792,360	317,944	19,110,304	95.6		101.5
均等割	541,093	24,324	565,417	532,929	8,428	541,357	95.7	100.5	101.0
所 得 割	18,539,143	893,379	19,432,522	18,259,431	309,516	18,568,947	95.6	100.8	101.5
うち退職所得	136,582		136,582	136,582		136,582	100.0	94.2	94.2
(普通徴収)	3,859,882	888,040	4,747,922	3,592,505	301,610	3,894,115	82.0	97.6	99.97
(特別徴収)	15,220,354	29,663	15,250,017	15,199,855	16,334	15,216,189	99.8	101.8	101.8
法人市民税	5,027,025	30,773	5,057,798	5,016,580	8,250	5,024,830	99.3	86.9	86.7
均等割	1,087,181	4,372	1,091,553	1,084,922	1,172	1,086,094	99.5	103.5	103.2
法 人 税 割	3,939,844	26,401	3,966,245	3,931,658	7,078	3,938,736	99.3	83.3	83.1
(うち超過税率)	432,555	_	432,555	431,690	_	431,690	99.8	92.5	92.4
固定資産税	31,065,331	629,154	31,694,485	30,895,566	227,520	31,123,086	98.2	105.1	105.6
純固定資産税	31,039,436	629,154	31,668,590	30,869,671	227,520	31,097,191	98.2	105.1	105.6
土 地	8,206,693	303,579	8,510,272	8,126,892	110,026	8,236,918	96.8	98.9	99.4
家屋	9,140,729	317,808	9,458,537	9,051,846	115,184		96.9		102.8
償 却 資 産	13,692,014	7,767	13,699,781	13,690,933	2,310		99.95		111.8
交付金	25,895	0	25,895	25,895	0	25,895	100.0		96.9
7 11 <u>w</u>	20,030	· ·	20,030	20,000	0	20,000	100.0	30.3	30.3
軽 自 動 車 税	691,512	21,934	713,446	677,658	8,588	686,246	96.2	116.2	116.4
	,		,	,	-,	,			
市たばこ税	2,345,010	0	2,345,010	2,345,010	0	2,345,010	100.0	97.7	97.7
171, /C 14 C 171	2,010,010	U	2,010,010	2,010,010	U	2,040,010	100.0	31.1	31.1
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	_	_	_
保有分	0	0	0	0	0	0	_	_	_
取得分	0	0	0	0	0	0	_	_	_
V 10 73		o o	V	O .	U				
入 湯 税	1,945	0	1,945	1,945	0	1,945	100.0	85.4	85.4
196	1,040	U	1,340	1,340	U	1,740	100.0	55.4	00.4
事業所税	3,098,057	236	3,098,293	3,097,511	236	3,097,747	99.98	105.6	105.6
資産割	2,632,483	236	2,632,719	2,632,019	236	2,632,255	99.98		106.2
従業者割	465,574	0	465,574	465,492	0	465,492	99.98		100.2
灰 未 日 剖	400,074	U	400,074	400,492	U	400,492	35.58	102.1	104.1
都市計画税	2,524,960	53,539	2,578,499	2,511,154	19,361	2,530,515	98.1	100.8	101.1
土地	1,324,091	29,269	1,353,360	1,316,851	19,581	1,327,435	98.1	99.0	99.3
家屋	1,200,869	24,270	1,225,139	1,194,303	8,777	1,203,080	98.2	102.8	103.1

							(単位:	千円, %)
		平成	2	9 年	度			
ii ii	周 定 額	Ĭ		収 入	額	収納率	前年	度比
現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	計	調定計	収入計
67,482,892	1,450,673	68,933,565	67,010,245	518,383	67,528,628	98.0	105.3	105.6
25,752,383	839,398	26,591,781	25,473,525	307,331	25,780,856	97.0	106.1	106.8
19,269,851	805,999	20,075,850	18,997,700	299,171	19,296,871	96.1	100.4	101.0
548,086	21,901	569,987	540,345	8,129	548,474	96.2	100.8	101.3
18,721,765	784,098	19,505,863	18,457,355	291,042	18,748,397	96.1	100.4	101.0
120,488		120,488	120,488		120,488	100.0	88.2	88.2
3,846,323	771,496	4,617,819	3,597,334	276,890	3,874,224	83.9	97.3	99.5
15,423,528	34,503	15,458,031	15,400,366	22,281	15,422,647	99.8	101.4	101.4
6,482,532	33,399	6,515,931	6,475,825	8,160	6,483,985	99.5	128.8	129.0
1,089,754	5,748	1,095,502	1,088,626	1,404	1,090,030	99.5	100.4	100.4
5,392,778	27,651	5,420,429	5,387,199	6,756	5,393,955	99.5	136.7	136.9
592,753	_	592,753	592,160	_	592,160	99.9	137.0	137.2
32,842,410	540,966	33,383,376	32,675,305	184,901	32,860,206	98.4	105.3	105.6
32,816,489	540,966	33,357,455	32,649,384	184,901	32,834,285	98.4	105.3	105.6
8,186,456	258,799	8,445,255	8,109,782	88,833	8,198,615	97.1	99.2	99.5
9,488,306	276,690	9,764,996	9,399,438	94,974	9,494,412	97.2	103.2	103.6
15,141,727	5,477	15,147,204	15,140,164	1,094	15,141,258	99.96	110.6	110.6
25,921	0	25,921	25,921	0	25,921	100.0	100.1	100.1
726,624	24,357	750,981	712,993	10,085	723,078	96.3	105.3	105.4
2,248,125	0	2,248,125	2,248,125	0	2,248,125	100.0	95.9	95.9
0	0	0	0	0	0	_	_	_
0	0	0	0	0	0	_	_	_
0	0	0	0	0	0	_	_	_
2,036	0	2,036	2,036	0	2,036	100.0	104.7	104.7
3,344,194	546	3,344,740	3,344,194	546	3,344,740	100.0	108.0	108.0
2,867,015	464	2,867,479	2,867,015	464	2,867,479	100.0	108.9	108.9
477,179	82	477,261	477,179	82	477,261	100.0	102.5	102.5
2,567,120	45,406	2,612,526	2,554,067	15,520	2,569,587	98.4	101.3	101.5
1,320,006	24,505	1,344,511	1,313,295	8,376	1,321,671	98.3	99.3	99.6
1,247,114	20,901	1,268,015	1,240,772	7,144	1,247,916	98.4	103.5	103.7

(そのⅡ) (単位:千円, %)

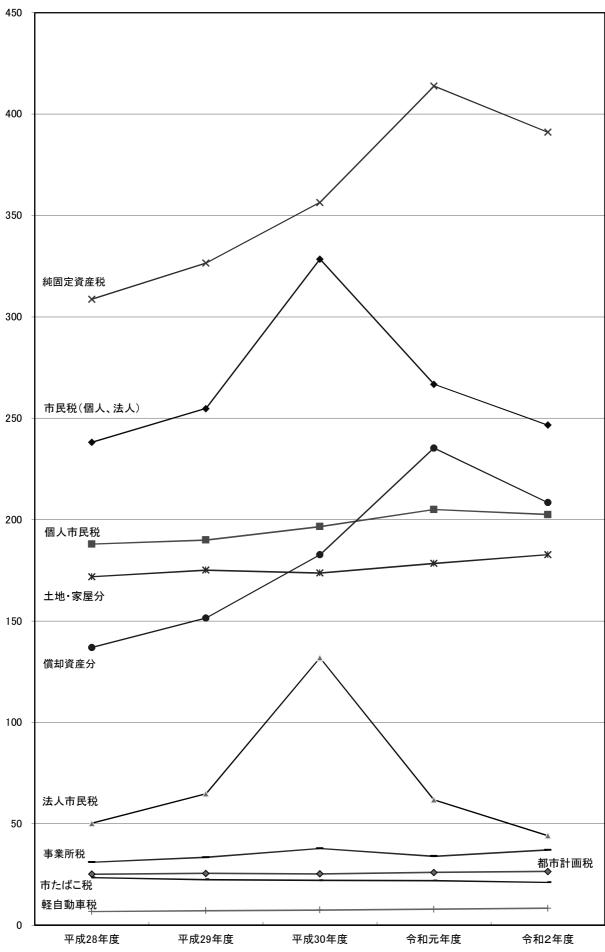
((0)1)	T							(単位:	干円,%)
年度等		Ž	平 成	3	0 年	度			
	=	周定額	Ą		収 入	額	収納率	前年	度比
税目	現年課税分	滞納繰越分	#	現年課税分	滞納繰越分	1	計	調定計	収入計
市税	78,248,986	1,295,338	79,544,324	77,774,638	490,869	78,265,507	98.4	115.4	115.9
市民税	33,120,061	753,240	33,873,301	32,845,324	281,168	33,126,492	97.8	127.4	128.5
個人市民税	19,922,214	715,739	20,637,953	19,655,060	274,429	19,929,489	96.6	102.8	103.3
均等割	554,694	19,864	574,558	547,256			96.6	100.8	101.2
所 得 割	19,367,520	695,875	20,063,395	19,107,804	266,813		96.6	102.9	103.3
うち退職所得	167,787		167,787	167,787		167,787	100.0	139.3	139.3
(普通徴収)	3,875,633	680,035	4,555,668	3,630,949	246,321	3,877,270	85.1	98.7	100.1
(特別徴収)	16,046,581	35,704	16,082,285	16,024,111	28,108	16,052,219	99.8	104.0	104.1
法人市民税	13,197,847	37,501	13,235,348	13,190,264	6,739	13,197,003	99.7	203.1	203.5
均 等 割	1,079,535	6,399	1,085,934	1,078,915	1,150	1,080,065	99.5	99.1	99.1
法 人 税 割	12,118,312	31,102	12,149,414	12,111,349	5,589	12,116,938	99.7	224.1	224.6
(うち超過税率)	1,332,944	_	1,332,944	1,331,611	_	1,331,611	99.9	224.9	224.9
固 定 資 産 税	35,834,028	477,497	36,311,525	35,664,831	185,207	35,850,038	98.7	108.8	109.1
純固定資産税	35,808,282	477,497	36,285,779	35,639,085	185,207	35,824,292	98.7	108.8	109.1
土 地	8,172,707	225,885	8,398,592	8,095,201	87,786	8,182,987	97.4	99.4	99.8
家屋	9,362,859	247,244	9,610,103	9,274,067	96,087	9,370,154	97.5	98.4	98.7
償 却 資 産	18,272,716	4,368	18,277,084	18,269,817	1,334	18,271,151	99.97	120.7	120.7
交 付 金	25,746	0	25,746	25,746	0	25,746	100.0	99.3	99.3
軽 自 動 車 税	759,777	25,677	785,454	745,805	9,396	755,201	96.1	104.6	104.4
環境性能割									
軽自動車税									
市たばこ税	2,205,186	0	2,205,186	2,205,186	0	2,205,186	100.0	98.1	98.1
## DU /D -#- 4\forall									
特別土地保有税		0	0	0	0	0	_	_	_
保有分	0	0	0	0	0	0	_	_	_
取 得 分	0	0	0	0	0	0	_		_
J 200 - 27/	0.550		0.550	0.550	_	0.550	100.0	100.0	100.0
入 湯 税	2,572	0	2,572	2,572	0	2,572	100.0	126.3	126.3
事 光 二 松	0.700.450		9 700 450	9 777 070	^	9 777 070	00.0	110 1	110.0
事業所税		0	3,782,453	3,777,979	0	3,777,979	99.9	113.1	113.0
資産割	3,215,401	0	3,215,401	3,211,598	0	3,211,598	99.9	112.1	112.0
従 業 者 割	567,052	0	567,052	566,381	0	566,381	99.9	118.8	118.7
数 古 割 丽 斑	9 544 000	20.004	0 500 000	0 500 041	15.000	0 540 000	00.0	00.0	00.0
都市計画税		38,924	2,583,833	2,532,941	15,098		98.6	98.9	99.2
土地	1,315,262	20,745	1,336,007	1,309,077	8,047	1,317,124		99.4	99.7
家屋	1,229,647	18,179	1,247,826	1,223,864	7,051	1,230,915	98.6	98.4	98.6

(単位:千円,%)

							(単位:	千円,%)
	令	和	j	- - -	年 度	Ė		
司	司 定 額			収 入	額	収納率	前年	度比
現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	計	調定計	収入計
77,548,591	1,195,834	78,744,425	77,050,305	432,717	77,483,022	98.4	99.0	99.0
26,968,923	688,298	27,657,221	26,673,993	246,741	26,920,734	97.3	81.6	81.3
20,778,279	653,561	21,431,840	20,493,423	241,145	20,734,568	96.7	103.8	104.0
564,918	18,249	583,167	557,173	6,733	563,906	96.7	101.5	101.6
20,213,361	635,312	20,848,673	19,936,250	234,412	20,170,662	96.7	103.9	104.1
176,848		176,848	176,848		176,848	100.0	105.4	105.4
4,094,415	623,722	4,718,137	3,833,664	220,630	4,054,294	85.9	103.6	104.6
16,683,864	29,839	16,713,703	16,659,759	20,515	16,680,274	99.8	103.9	103.9
6,190,644	34,737	6,225,381	6,180,570	5,596	6,186,166	99.4	47.0	46.9
1,090,165	5,132	1,095,297	1,088,391	827	1,089,218	99.4	100.9	100.8
5,100,479	29,605	5,130,084	5,092,179	4,769	5,096,948	99.4	42.2	42.1
560,973	_	560,973	559,851	_	559,851	99.8	42.1	42.0
41,579,708	440,657	42,020,365	41,402,386	160,164	41,562,550	98.9	115.7	115.9
41,554,457	440,657	41,995,114	41,377,135	160,164	41,537,299	98.9	115.7	115.9
8,167,982	205,980	8,373,962	8,088,926	75,229	8,164,155	97.5	99.7	99.8
9,852,021	229,336	10,081,357	9,756,665	83,759	9,840,424	97.6	104.9	105.0
23,534,454	5,341	23,539,795	23,531,544	1,176	23,532,720	99.97	128.8	128.8
25,251	0	25,251	25,251	0	25,251	100.0	98.1	98.1
800,448	28,348	828,796	785,532	8,960	794,492	95.9	105.5	105.2
9,328	0	9,328	9,328	0	9,328	100.0	_	_
791,120	28,348	819,468	776,204	8,960	785,164	95.8	_	_
2,187,424	0	2,187,424	2,187,424	0	2,187,424	100.0	99.2	99.2
0	0	0	0	0	0	_	_	_
0	0	0	0	0	0	_	_	_
0	0	0	0	0	0	_	_	_
2,542	0	2,542	2,542	0	2,542	100.0	98.8	98.8
3,394,790	4,474	3,399,264	3,394,790	4,474	3,399,264	100.0	89.9	90.0
2,904,896	3,803	2,908,699	2,904,896	3,803	2,908,699	100.0	90.5	90.6
489,894	671	490,565	489,894	671	490,565	100.0	86.5	86.6
		0.5				_	J = .	
2,614,756	34,057	2,648,813	2,603,638	12,378	2,616,016	98.8	102.5	102.7
1,314,110	17,962	1,332,072	1,308,522	6,528	1,315,050	98.7	99.7	99.8
1,300,646	16,095	1,316,741	1,295,116	5,850	1,300,966	98.8	105.5	105.7

(そのⅢ) (単位:千円, %)

×										(単位:	千円, %)
	年	度 等		令	和	4	2 生	F 度	:		
		_	言	周 定 額			収 入	額	収納率	前年	度比
税	目		現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	計	調定計	収入計
市		税	73,695,086	1,189,826	74,884,912	73,088,052	466,760	73,554,812	98.2	95.1	94.9
市	民	税	24,993,345	694,556	25,687,901	24,662,248	259,853	24,922,101	97.0	92.9	92.6
個	人市民税	į	20,551,409	657,657	21,209,066	20,250,783	252,403	20,503,186	96.7	99.0	98.9
f	均 等	割	570,559	18,184	588,743	562,213	6,979	569,192	96.7	101.0	100.9
Ī	所 得	割	19,980,850	639,473	20,620,323	19,688,570	245,424	19,933,994	96.7	98.9	98.8
	うち退職	娇得	157,906		157,906	157,906		157,906	100.0	89.3	89.3
	(普通徴4	汉)	3,704,089	622,102	4,326,191	3,468,581	228,837	3,697,418	85.5	91.7	91.2
	(特別徴4	汉)	16,847,320	35,555	16,882,875	16,782,202	23,566	16,805,768	99.5	101.0	100.8
法	人市民税	į	4,441,936	36,899	4,478,835	4,411,465	7,450	4,418,915	98.7	71.9	71.4
f	均 等	割	1,104,409	5,700	1,110,109	1,096,833	1,151	1,097,984	98.9	101.4	100.8
i	法人称	包割	3,337,527	31,199	3,368,726	3,314,632	6,299	3,320,931	98.6	65.7	65.2
	(うち超)	過税率)	445,504	_	445,504	442,385	_	442,385	99.3	79.4	79.0
固	定資	産 税	39,350,141	432,025	39,782,166	39,129,666	182,885	39,312,551	98.8	94.7	94.6
純	固定資産	税	39,326,499	432,025	39,758,524	39,106,024	182,885	39,288,909	98.8	94.7	94.6
	土	地	8,167,826	197,577	8,365,403	8,093,433	84,216	8,177,649	97.8	99.9	100.2
8	家	屋	10,267,552	227,440	10,494,992	10,174,034	96,944	10,270,978	97.9	104.1	104.4
1	償 却 資	産	20,891,121	7,008	20,898,129	20,838,557	1,725	20,840,282	99.7	88.8	88.6
交	付金	金	23,642	0	23,642	23,642	0	23,642	100.0	93.6	93.6
軽	自 動	車 税	849,429	32,534	881,963	836,892	11,021	847,913	96.1	106.4	106.7
	環境性	主能割	31,222	_	31,222	31,222	_	31,222	100.0	334.7	334.7
	種別	割	818,207	32,534	850,741	805,670	11,021	816,691	96.0	103.8	104.0
市	たば	こ税	2,103,417	0	2,103,417	2,103,417	0	2,103,417	100.0	96.2	96.2
特別	川土地(呆有税	0	0	0	0	0	0	_	_	_
1	保 有	分	0	0	0	0	0	0	_	_	_
J	取 得	分	0	0	0	0	0	0	_	_	—
入	湯	税	1,819	0	1,819	1,819	0	1,819	100.0	71.6	71.6
事	業	· 税	3,730,761	0	3,730,761	3,702,775	0	3,702,775	99.2	109.8	108.9
Ì	資 産	割	3,190,849	0	3,190,849	3,166,913	0	3,166,913	99.2	109.7	108.9
1	従業者	首 割	539,912	0	539,912	535,862	0	535,862	99.2	110.1	109.2
都	市計	画 税	2,666,174	30,711	2,696,885	2,651,235	13,001	2,664,236	98.8	101.8	101.8
	土	地	1,312,648	15,889	1,328,537	1,305,293	6,727	1,312,020	98.8	99.7	99.8
613	家	屋	1,353,526	14,822	1,368,348	1,345,942	6,274	1,352,216	98.8	103.9	103.9



(7) 大規模法人の税額の推移(決算)

			(ア)	(1)	(ウ)			
1	種	別	法人市民税	事業所税	固	定資産	税	
1	社							
年	1							
度	プ	数	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	А	6	115,579	129,915	82,957	73,861	161,933	
	В	18	1,309,848	629,582	866,601	339,190	2,250,691	
平成	С	7	6,878,919	1,007,477	160,546	821,643	11,271,236	
30	D	7	29,402	111,731	20,785	75,320	31,300	
年度	Е	11	239,148	57,987	22,752	71,680	18,738	
	F	9	131,884	72,647	282,813	177,196	898,979	
	計	58	8,704,780	2,009,339	1,436,454	1,558,890	14,632,877	
	А	6	126,074	127,894	87,581	74,446	169,049	
	В	18	1,042,889	595,910	863,074	354,289	2,291,843	
令和	С	7	278,945	637,185	162,567	1,098,787	16,389,463	
元	D	7	32,910	111,588	20,516	76,028	31,090	
年度	Е	11	281,047	57,863	22,967	71,680	17,780	
	F	9	209,627	73,372	280,319	173,996	883,457	
	計	58	1,971,492	1,603,812	1,437,024	1,849,226	19,782,682	
	А	6	98,154	139,254	86,871	98,680	207,179	
	В	18	327,732	641,079	863,386	367,139	2,455,845	
令和	С	7	139,385	897,082	162,789	1,101,894	13,516,543	
2	D	7	30,032	103,920	20,622	64,587	36,119	
年度	Е	11	203,110	56,522	22,769	71,097	19,761	
	F	9	108,713	75,651	229,412	153,000	637,102	
	計	58	907,126	1,913,508	1,385,849	1,856,397	16,872,549	

Aグループ・・・・・食料品製造関係 Bグループ・・・・・石油化学製品製造関係

Dグループ・・・・・卸小売業関係 Eグループ・・・・・保険金融業関係

(工)	(ウ)+(エ)	(才)		(ア)+(イ)+(ウ)
都市計画和		個人市民税	同左人員	+(工)+(才)
	計	特別徴収		合 計
(千円		(千円)	(人)	(千円)
22,44	341,193	132,915	713	719,602
173,26	6 3,629,748	1,164,216	5,110	6,733,394
136,30	8 12,389,733	1,364,833	6,284	21,640,962
13,46	5 140,870	138,959	1,390	420,962
13,48	6 126,656	239,505	1,354	663,296
63,92	4 1,422,912	331,508	1,763	1,958,951
422,89	1 18,051,112	3,371,936	16,614	32,137,167
22,62	1 353,697	139,412	721	747,077
174,28	6 3,683,492	1,216,656	5,327	6,538,947
178,39	2 17,829,209	1,474,762	6,522	20,220,101
13,54	1 141,175	144,742	1,378	430,415
13,51	4 125,941	234,385	1,342	699,236
63,35	6 1,401,128	332,109	1,776	2,016,236
465,71	0 23,534,642	3,542,066	17,066	30,652,012
26,04	418,774	143,994	741	800,176
176,67	5 3,863,045	1,225,370	5,510	6,057,226
178,83	8 14,960,064	1,397,862	6,624	17,394,393
11,80	0 133,128	159,542	1,415	426,622
13,40	2 127,029	231,784	1,360	618,445
52,79	9 1,072,313	342,655	1,788	1,599,332
459,55	8 20,574,353	3,501,207	17,438	26,896,194

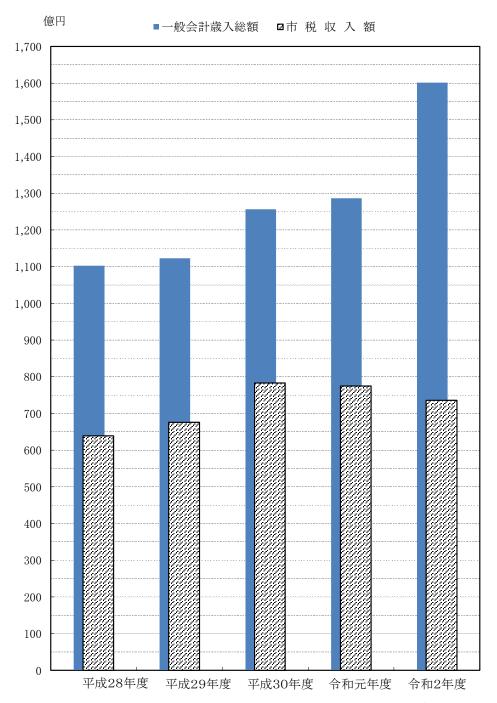
Cグループ・・・・・鉄鋼金属製品及び機械器具製造関係 Fグループ・・・・・運輸通信及び電気ガス供給業関係

(8) 市民1人当たり市税負担額等の推移(決算)

	年	度	平成	平成	平成	令和	令和
区分			28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
一般会計歲	入総額 (千	-円)	110,231,414	112,291,501	125,621,426	128,632,440	160,162,384
一般会計歳入総額は	こ占める市税の割	9合(%)	58.0	60.1	62.3	60.2	45.9
	総額	(千円)	63,919,683	67,528,628	78,265,507	77,483,022	73,554,812
市税収入額合計	市民1人当たり	(円)	204,795	216,666	251,042	248,797	236,111
	1世帯当たり	(円)	477,347	499,938	571,519	557,986	523,019
	総額	(千円)	24,135,134	25,780,856	33,126,492	26,920,734	24,922,101
市 民 税	市民1人当たり	(円)	77,328	82,718	106,255	86,442	80,000
	1世帯当たり	(円)	180,239	190,865	241,900	193,867	177,211
	総額	(千円)	19,110,304	19,296,871	19,929,489	20,734,568	20,503,186
うち個人市民税	市民1人当たり	(円)	61,228	61,914	63,925	66,578	65,815
	1世帯当たり	(円)	142,714	142,861	145,531	149,318	145,790
	総額	(千円)	5,024,830	6,483,985	13,197,003	6,186,166	4,418,915
うち法人市民税	市民1人当たり	(円)	16,099	20,804	42,330	19,864	14,185
	1世帯当たり	(円)	37,525	48,003	96,369	44,549	31,421
	総額	(千円)	31,123,086	32,860,206	35,850,038	41,562,550	39,312,551
固 定 資 産 税	市民1人当たり	(円)	99,717	105,432	114,991	133,457	126,193
	1世帯当たり	(円)	232,425	243,276	261,788	299,308	279,536
	総額	(千円)	17,403,948	17,693,027	17,553,141	18,004,579	18,448,627
うち土地・家屋	市民1人当たり	(円)	55,761	56,768	56,303	57,812	59,220
	1世帯当たり	(円)	129,971	130,988	128,178	129,658	131,181
	総額	(千円)	13,693,243	15,141,258	18,271,151	23,532,720	20,840,282
うち償却資産	市民1人当たり	(円)	43,872	48,581	58,606	75,563	66,897
	1世帯当たり	(円)	102,260	112,096	133,422	169,468	148,187
	総額	(千円)	686,246	723,078	755,201	794,492	847,913
軽 自 動 車 税	市民1人当たり	(円)	2,199	2,320	2,422	2,551	2,722
	1世帯当たり	(円)	5,125	5,353	5,515	5,721	6,029
	総額	(千円)	2,345,010	2,248,125	2,205,186	2,187,424	2,103,417
市たばこ税	市民1人当たり	(円)	7,513	7,213	7,073	7,024	6,752
	1世帯当たり	(円)	17,512	16,644	16,103	15,753	14,957
	総額	(千円)	1,945	2,036	2,572	2,542	1,819
入 湯 税	市民1人当たり	(円)	6	7	8	8	6
	1世帯当たり	(円)	15	15	19	18	13
	総額	(千円)	3,097,747	3,344,740	3,777,979	3,399,264	
事 業 所 税	市民1人当たり	(円)	9,925	10,732		10,915	11,886
	1世帯当たり	(円)	23,134	24,762	27,588	24,479	26,329
	総額	(千円)	2,530,515	2,569,587	2,548,039	2,616,016	
都市計画税	市民1人当たり	(円)	8,108	8,245	8,173	8,400	8,552
※人口、世帯数は各	1世帯当たり	(円)	18,898	19,024	18,607	18,839	18,944

※人口、世帯数は各年度とも4月1日現在

[図表] 一般会計歳入総額に占める市税の割合(決算)



(単位:千円,%)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	轰入 総 奢	頁 110,231,414	112,291,501	125,621,426	128,632,440	160,162,384
市 税 収	入	頁 63,919,683	67,528,628	78,265,507	77,483,022	73,554,812
市税収入の占	5める割合	58.0	60.1	62.3	60.2	45.9
市税収入額	増減額		3,608,945	10,736,879	△ 782,485	△ 3,928,210
前年度比較	前年度比	上 102.2	105.6	115.9	99.0	94.9

4. 市 民 税

- 1) 個人市民税
 - (1)調定額の推移(当初)
 - (2) 納税義務者数の推移(当初)
 - (3) 特別徴収の納税義務者数等の推移(当初)
 - (4) 給与所得者に係る納税義務者数等の推移(当初)
 - (5) 総所得金額等の推移(当初)

2)法人市民税

- (1) 令和2年度納税義務者数
- (2) 調定額の推移(現年度分・決算)
- (3) 産業別法人数・調定額の状況(決算)

4. 市民税

1)個人市民税

(1)調定額の推移(当初)

(6月末調定報告による 特定あん分率算出の基礎となる額)

区		州 	₹₩.	(0月 本部	<u> </u> 定報告による 市	<u>特定あん分率</u> 民	昇山の産物 税	さこよる領力
	<i>E</i> :	納税義務	可任刻		111		1元	
	年 度		前年度比	所得割額	均等割額	計	前年度比	構成比
分		(人)	(%)	(千円)	(千円)	(千円)	(%)	(%)
普	29	36,640	95.8	3,411,672	128,240	3,539,912	97.4	18.7
通	30	35,733	97.5	3,457,968	125,065	3,583,033	101.2	18.3
A.l.d.	元	35,419	99.1	3,667,213	123,967	3,791,180	105.8	18.6
徴	2	34,920	98.6	3,303,777	122,220	3,425,997	90.4	16.9
収	3	33,038	94.6	3,247,489	115,633	3,363,122	98.2	17.0
給	29	108,451	103.1	14,723,944	379,578	15,103,522	101.5	79.6
与	30	111,335	102.7	15,313,162	389,673	15,702,835	104.0	80.1
特別	元	114,404	102.8	15,933,872	400,414	16,334,286	104.0	79.9
徴	2	116,323	101.7	16,117,284	407,131	16,524,415	101.2	81.6
収	3	118,233	101.6	15,695,883	413,816	16,109,699	97.5	81.4
年	29	11,217	101.2	278,092	39,260	317,352	99.9	1.7
金	30	11,241	100.2	274,701	39,344	314,045	99.0	1.6
特別	元	11,187	99.5	270,237	39,154	309,391	98.5	1.5
徴	2	11,171	99.9	262,855	39,098	301,953	97.6	1.5
収	3	11,452	102.5	268,274	40,082	308,356	102.1	1.6
合	29	156,308	101.2	18,413,708	547,078	18,960,786	100.7	100.0
	30	158,309	101.3	19,045,831	554,082	19,599,913	103.4	100.0
	元	161,010	101.7	19,871,322	563,535	20,434,857	104.3	100.0
	2	162,414	100.9	19,683,916	568,449	20,252,365	99.1	100.0
計	3	162,723	100.2	19,211,646	569,531	19,781,177	97.7	100.0

※上記の表は、各年度とも6月末現在の調定報告によるものです。なお、この表には減免人数が含まれていないことや、給与特別徴収分について年度間の収入調整を行った後の数値を計上していることなどから、次ページ以降の課税状況等の調による数値とは異なります。

(2)納税義務者数の推移(当初)

(課税状況等の調 第2表による)

区分	均 等 割	均等割と	合	計		
	のみを	所得割を	均等割を	所得割を	納税義務者数	前年度比
年度	納める者	納める者	納める者	納める者		
	人	人	人	人	人	%
平成29年度	10,315	146,669	156,984	146,669	156,984	101.1
30	10,317	148,667	158,984	148,667	158,984	101.3
令和元年度	10,405	151,318	161,723	151,318	161,723	101.7
2	10,558	152,751	163,309	152,751	163,309	101.0
3	10,386	153,158	163,544	153,158	163,544	100.1

(3)特別徴収の納税義務者数等の推移(当初)

(課税状況等の調 第3表による)

	\	区分	特別徴収	特別徴収の約	内税義務者数	杜 里1744 (17 44 45	特別徴収和	党額の内訳
年度	ŧ		義務者数	納税義務者数 うち均等割のみ		特別徴収税額	所得割額	均等割額
平成	Ì.		社	人	人	千円	千円	千円
29	給	与	14,456	108,447	3,539	15,224,637	14,845,072	379,565
	年	金	7	11,217	2,175	331,613	295,842	35,771
30	給	与	14,984	111,334	3,521	15,905,034	15,515,365	389,669
	年	金	7	11,241	2,225	328,304	292,126	36,178
令和	П							
元	給	与	15,395	114,404	3,511	16,530,749	16,130,345	400,404
	年	金	7	11,187	2,354	323,986	288,009	35,977
2	給	与	15,779	115,987	3,566	16,562,716	16,156,772	405,944
	年	金	7	11,147	2,380	316,091	280,235	35,856
3	給	与	15,769	117,221	3,889	16,095,409	15,686,049	409,360
	年	金	7	11,887	2,446	329,891	292,716	37,175

(4)給与所得者に係る納税義務者数等の推移(当初)

(課税状況等の調 第2表、3表、13表による)

	区分				うち 給	与 所 得 者		
年度		納税義務者数 (A)	納税義務者数 (B)	前年度比	平均年収	前年度比	給与所得者の 納税義務者の 割合(B)/(A)	給与所得者の 特別徴収の割合
		人	人	%	千円	%	%	%
平成	29年度	156,984	125,954	101.1	4,637	100.5	80.2	86.1
;	30	158,984	128,139	101.7	4,701	101.4	80.6	86.9
令和:	元年度	161,723	131,213	102.4	4,765	101.4	81.1	87.2
	2	163,309	132,933	101.3	4,742	99.5	81.4	87.3
	3	163,544	,	100.6	,		81.8	87.6

^{※(}B)の納税義務者数には、給与所得と併せて他に所得を有する納税義務者を含みます。

(5)総所得金額等の推移(当初)

(課税状況等の調 第12表および第58, 59表による)(単位:人,千円)

	区		_		年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
納	所	得税	の	あ	り	141,310	143,270	146,176	147,665	140,630	
税			務	な	L	5,359	5,397	5,142	5,086	12,528	
義務者数		∌ I.		(A)		146,669	148,667	151,318	152,751	153,158	
数		計		上のうち税額置 に 係		150	132	126	132	138	
	総	所	彳	导 金	額	487,531,437	502,835,719	520,734,885	523,276,093	531,812,761	
	山	林	所	得	金 額	684	2,250	0	1,546	4	
		,	小	計		487,532,121	502,837,969	520,734,885	523,277,639	531,812,765	
				一般の譲る 金	度に係る 額	6,959,741	7,623,960	8,035,991	7,165,087	6,112,090	
	分		月譲	優良住宅地 譲 渡 に 係		905,188	734,013	702,817	774,834	465,607	
	渡	所得金	金額	居住用財産 係 る	の譲渡に 金 額	49,147	61,303	80,005	107,089	60,398	
				小	計	7,914,076	8,419,276	8,818,813	8,047,010	6,638,095	
総				一般の譲る 金	度に係る 額	84,220	127,286	54,246	48,514	228,267	
所得)離短期譲渡所 } 金額		国、地方公 に対する譲 金		0	950	1,414	0	0	
金額等			小 計		計	84,220	128,236	55,660	48,514	228,267	
守		上場分の株式等に		金 額	_		_				
		式等に係る 得 等 の ﴿		一般株式等渡 所 得 等		1,909,770	4,049,236	1,762,952	2,355,883	2,253,875	
				上場株式等 渡 所 得 等	に係る譲	557,638	1,908,562	10,755,181	1,259,383	2,259,989	
				小	計	2,467,408	5,957,798	12,518,133	3,615,266	4,513,864	
	上:	場株式等に	に係る	配当所得等	等の金額	151,974	243,346	276,723	254,372	270,663	
	先	物取引に	係る	雑所得等	の金額	182,901	96,917	108,141	105,493	186,783	
			計	(B)		498,332,700	517,683,542	542,512,355	535,348,294	543,650,437	
÷	雑				損	6,743	22,210	27,170	11,936	4,830	
所得物	医			医 療 費		費	3,049,027	3,119,613	3,170,544	3,222,229	2,792,575
控除額	社	会	1	呆 険	料	84,330,584	87,155,767	89,969,388	91,317,305	91,651,987	
供	小	規模企	主業	共済等	掛金	1,811,795	2,135,130	2,461,067	2,673,868	2,872,261	

(課税状況等の調 第12表および第58,59表による)(単位:人,千円)

年 度								I	7:人,干円)
区	分		年		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生	命 作	呆	険	料	5,228,502	5,364,277	5,498,326	5,569,263	5,592,049
地	震	呆	険	料	390,173	387,887	394,793	388,551	382,416
		普		通	915,200	926,900	945,620	947,960	947,700
		特		別	887,100	883,500	894,000	876,600	861,000
		小		計	1,802,300	1,810,400	1,839,620	1,824,560	1,808,700
		_		般	319,020	313,560	319,020	327,080	
寡	婦	特	別害	1 増	391,800	400,500	428,100	414,600	_
		小		計	710,820	714,060	747,120	741,680	
寡				婦		_	_	_	265,980
寡				夫	83,200	84,500	78,520	75,140	
ひ	٢	Ŋ)	親		_	_	_	546,300
勤	労	屶	Ź	生	1,300	2,600	2,340	4,420	4,160
		一般	(70歳)	未満)	10,640,190	10,314,480	8,983,040	8,563,390	8,264,850
配	偶 者				2,294,820	2,424,020	2,517,210	2,625,770	2,687,040
		小		計	12,935,010	12,738,500	11,500,250	11,189,160	10,951,890
配	偶	者	特	別	881,440	862,560	1,988,480	2,123,580	2,165,920
		一般	$\begin{bmatrix} 16 \sim \\ 23 \sim \end{bmatrix}$	18 歳 69 歳	4,174,830	4,148,430	4,165,260	4,071,870	4,153,710
		特定			2,886,300	2,901,600	2,861,550	2,880,900	2,898,450
扶	養	老人			758,100	779,380	792,680	799,520	764,560
		同 居			2,058,300	2,003,400	1,997,100	1,997,550	1,934,550
				計	9,877,530	9,832,810	9,816,590	9,749,840	9,751,270
特同					346,840	339,940	345,460	332,120	325,680
基				礎	48,400,770	49,060,110	49,934,940	50,407,830	65,600,000
	Ē	計			169,856,034	173,630,364	177,774,608	179,631,482	194,716,018
総	所 得 金 額		— 係 る	もの	317,880,150	329,431,767	343,140,040	343,831,544	337,251,662
Щ	林所得金	額に	係る	もの	684	2,250	0	1,546	3
	小	言	+		317,880,834	329,434,017	343,140,040	343,833,090	337,251,665
		一般の	の譲渡	まに係 の	6,783,699	7,448,599	7,886,650	7,001,061	5,983,949
侍 も	金 額 に 係 る	優良住			897,602	715,362	690,427	768,022	461,292
	生 地 障加 寡 寡 な 勤 配 配 夫 特同 基 総 山 分得	生地 障加 寡 寡 寡 事 命震 信合 信合 日 居まま 日 月時 日 日本 日	生地 (同者) (同者) (同者) (同者) (同者) (同者) (同者) (同者) (日本) (日本)	生 地 () ()	生 命 展 保 険 料	世 命 保 険 料 5,228,502 地 震 保 険 料 390,173	生 命 保 険 料 5,228,502 5,364,277 地 震 保 険 料 390,173 387,887	生 命 保 険 料 5,228,502 5,364,277 5,498,326 地 震 保 険 料 390,173 387,887 394,793	生 命 保 険 料 5,228,502 5,364,277 5,498,326 5,569,263 地 葉 保 険 料 390,173 387,887 394,793 388,551

(課税状況等の調 第12表および第58,59表による)(単位:人,千円)

		年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	区 分分離長期譲渡所	居住用財産の譲渡	49,144	60,486	79,837	106,320	60,393
	得金額に係る	に係るもの					
	も の	小 一般の譲渡に係	7,730,445	8,224,447	8,656,914	7,875,403	6,505,634
	分離短期譲渡所	るもの	81,090	125,046	53,336	47,729	224,497
	得金額に係るもの	国、地方公共団体な どに対する譲渡に係 る も の	0	950	1,084	0	0
		小 計	81,090	125,996	54,420	47,729	224,497
課税標		未公開分の株式等 に 係 る も の 上場分の株式等に 係 る も の	_			_	_
準額	株式等に係る譲 渡所得等の金額 に 係 る も の	一般株式等に係る譲 渡所得等の金額に係 る も の	1,904,858	4,038,021	1,760,765	2,352,820	2,251,020
		上場株式等に係る譲 渡所得等の金額に係 る も の	551,623	1,893,709	10,747,166	1,251,802	2,251,546
		小 計	2,456,481	5,931,730	12,507,931	3,604,622	4,502,566
		る配当所得等の 係るもの	151,618	243,078	274,866	254,043	269,671
	先物取引に係る	雑所得等の金額 も の	176,198	93,910	103,576	101,925	180,386
	Ĭ	計	328,476,666	344,053,178	364,737,747	355,716,812	348,934,419
		林所得金額及び 导 金 額 分	19,067,031	19,820,123	20,582,357	20,623,848	20,228,828
	7/1 / 1/2 I	一般の譲渡に係る分	203,423	223,354	236,502	209,937	179,425
	分離長期譲渡所	優良住宅地としての 譲渡に係る分	23,021	17,807	17,637	19,900	11,438
	得 分	居住用財産の譲渡に 係 る 分	1,179	1,451	1,918	2,552	1,450
		小 計	227,623	242,612	256,057	232,389	192,313
算		一般の譲渡に係 る 分	4,379	6,753	2,879	2,578	12,123
出税額	分離短期譲渡所 得 分	国、地方公共団体な どに対する譲渡に係 る 分	0	28	33	0	0
頟		小 計	4,379	6,781	2,912	2,578	12,123
		未公開分の株式等 に 係 る 分 上場分の株式等に 係 る 分	_	_	_	_	_
	株式等に係る譲 渡 所 得 等 分	一般株式等に係る譲	57,146	121,141	52,822	70,585	67,529
		上場株式等に係る譲 渡 所 得 等 分	16,549	56,812	322,414	37,554	67,546
		小 計	73,695	177,953	375,236	108,139	135,075

(課税状況等の調 第12表および第58,59表による)(単位:人,千円)

_						
	年 度 区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
算	上場株式等に係る配当所得等分	4,548	7,292	8,245	7,621	8,090
出税	先物取引に係る雑所得等分	5,285	2,818	3,107	3,058	5,411
額	計	19,382,561	20,257,579	21,227,914	20,977,633	20,581,840
	調整	293,796	294,658	297,618	299,446	300,812
税	配当	22,865	34,230	27,677	25,480	26,143
祝額控	住宅借入金等特別税額	231,941	253,361	271,712	300,759	332,029
控除額	寄 附 金	263,057	364,645	490,988	534,729	666,889
領	外 国 税 額	574	595	7,974	739	642
	計	812,233	947,489	1,095,969	1,161,153	1,326,515
税	額 調整額	1,841	1,218	1,500	1,317	1,474
配	当 割 額 の 控 除 額	23,231	28,738	26,578	28,660	25,616
株	式等譲渡所得割額の控除額	10,345	24,466	19,206	22,586	56,176
減	免 税 額	22,608	23,793	26,352	29,428	29,910
所	所 得 税 の ^あ り	18,501,601	19,221,497	20,047,826	19,724,202	18,562,578
得割	納税義務なし	10,702	10,378	10,483	10,287	579,571
額	計 (C)	18,512,303	19,231,875	20,058,309	19,734,489	19,142,149
1人	当たり平均総所得金額等(B)/(A)	3,398	3,482	3,585	3,505	3,550
1 人	.当たり平均所得割額(C)/(A) (円)	126,218	129,362	132,557	129,194	124,983

(参考) 寄附金税額控除額の内訳

(課税状況等の調 第42表による)

年度		29年度	平成	30年度	令和	7元年度	令和	口2年度	令和	口3年度
寄附金の内訳	人数(人)	控除額(千円)	人数(人)	控除額(千円)	人数(人)	控除額(千円)	人数(人)	控除額(千円)	人数(人)	控除額(千円)
都道府県等に対する寄附金(特例 控除対象)	5,768	253,700	7,623	353,681	10,456	477,944	11,383	519,632	14,961	649,529
共同募金会、日本赤十字社又は都 道府県等に対する寄附金(特例控 除対象以外)	53	83	50	51	34	20	55	71	59	76
条例で定めるものに対する寄附金	198	908	110	592	97	746	119	458	104	380
上記の3つのうちいずれか2以上に 該当するもの	119	8,366	106	10,321	133	12,278	149	14,568	171	16,904
合 計	6,138	263,057	7,889	364,645	10,720	490,988	11,706	534,729	15,295	666,889

2)法人市民税

(1)令和2年度納税義務者数

税率区分	納税義務者数(社)
地方税法第312条第1項第9号に該当する法人	88
地方税法第312条第1項第8号に該当する法人	29
地方税法第312条第1項第7号に該当する法人	521
地方税法第312条第1項第6号に該当する法人	80
地方税法第312条第1項第5号に該当する法人	424
地方税法第312条第1項第4号に該当する法人	163
地方税法第312条第1項第3号に該当する法人	1,348
地方税法第312条第1項第2号に該当する法人	66
地方税法第312条第1項第1号に該当する法人	6,240
計	8,959

(2)調定額の推移(現年度分・決算)

区分	法人税割額	均等割額	計	前年度比	納税義務者	前年度比
年度	(千円)	(千円)	(千円)	(%)	(社)	(%)
平成28年度	3,939,844	1,087,181	5,027,025	86.9	8,533	101.8
29	5,392,778	1,089,754	6,482,532	129.0	8,665	101.5
30	12,118,312	1,079,535	13,197,847	203.6	8,747	100.9
令和元年度	5,100,479	1,090,165	6,190,644	46.9	8,816	100.8
2	3,337,527	1,104,409	4,441,936	71.8	8,959	101.6

(3)産業別法人数・調定額の状況(決算)

	年 度		令和元年度			令和2年	F度	
区分		法人税割額	均 等 割 額	合 計 税 額	法人税割額	均 等 割 額	合 計 税 額	前年度比
農林水産業	調定額	2,323,300	2,944,000	5,267,300	3,587,800	3,039,800	6,627,600	125.8
辰 怀 小 庄 未	法人数			45			48	106.7
鉱業	調定額	2,153,800	1,170,000	3,323,800	2,357,300	1,235,000	3,592,300	108.1
<i>別</i> 入	法人数		 	12			11	91.7
建設業	調定額	677,329,200	150,596,300	827,925,500	508,305,100	153,176,900	661,482,000	79.9
	法人数		,	1,563		T	1,604	102.6
食料品製造業	調定額	168,132,600	31,248,500	199,381,100	133,985,000	32,354,600	166,339,600	83.4
人们的权之人	法人数			197		,	193	98.0
繊維工業	調定額	12,113,600	9,057,200	21,170,800	11,457,500	10,872,400	22,329,900	105.5
	法人数		,	73		T	69	94.5
出版印刷業	調定額	6,477,100	4,535,000	11,012,100	4,315,700	3,840,800	8,156,500	74.1
H / / / / /	法人数			49		,	31	63.3
石油化学工業 石油化学工業	調定額	1,184,775,400	60,502,400	1,245,277,800	438,378,300	62,794,900	501,173,200	40.2
	法人数		<u> </u>	94		I	93	98.9
窯業土石業	調定額	22,293,300	13,315,000	35,608,300	13,581,300	13,550,500	27,131,800	76.2
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	法人数		 	127		T	130	102.4
鉄鋼金属業	調定額	121,443,000	29,861,400	151,304,400	63,147,100	29,752,200	92,899,300	61.4
2 A 2 A 3 A	法人数		<u> </u>	177		I	174	98.3
機械器具製造	調定額	493,592,300	60,687,500	554,279,800	334,100,300	60,235,300	394,335,600	71.1
	法人数		T 1	334		T	334	100.0
その他製造業	調定額	24,118,800	11,979,100	36,097,900	13,379,500	11,403,200	24,782,700	68.7
	法人数		T T	141		T	144	102.1
卸小売業		764,951,700	248,964,400	1,013,916,100	475,543,500	257,710,300	733,253,800	72.3
	法人数		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2,036		T	2,035	99.95
料理飲食業	調定額	27,071,900	40,557,800	67,629,700	16,904,700	38,683,500	55,588,200	82.2
	法人数			389		<u> </u>	397	102.1
保険金融業	調定額	470,274,300	65,080,400	535,354,700	354,107,800	64,862,100	418,969,900	78.3
	法人数			218			223	102.3
不動産業	調定額	140,490,700	41,138,300	181,629,000	119,379,300	43,605,900	162,985,200	89.7
	法人数			604		00.55.5	720	119.2
運輸通信業	調定額	399,494,500	100,461,800	499,956,300	241,774,400	99,884,200	341,658,600	68.3
	法人数	400		438	00=		413	94.3
電気ガス水道	調定額	102,222,500	9,284,100	111,506,600	205,820,200	12,832,300	218,652,500	196.1
	法人数	404 000 000	000 500 000	36		004 555 000	43	119.4
サービス業	調定額	481,220,800	208,782,200	690,003,000	397,401,700	204,575,000	601,976,700	87.2
	法人数	E 400 1==	1 000 105 15	2,283			2,297	100.6
合 計	調定額	5,100,478,800	1,090,165,400	6,190,644,200		1,104,408,900	4,441,935,400	71.8
	法人数			8,816			8,959	101.6

5. 固定資産税・都市計画税

- (1) 令和3年度土地に関する概要
- (2) 令和3年度家屋に関する概要
- (3) 令和3年度償却資産に関する概要
- (4) 国有資産等所在市町村交付金の推移(決算)

5. 固定資産税・都市計画税

(1) 令和3年度土地に関する概要

(その I)

(概要調書 第2表による)

	l ⊒		(代の1) (
	区	分		地	積					
			非課税地積	評価総地積	法定免税点未 満のもの (ロ)-(ニ)	法定免税点以 上のもの				
地	目		(イ)	(口)	(M)	(=)				
	般	田	m²	m²	m²	m²				
田	<u> </u>		424,558	28,036,167	1,210,448	26,825,719				
介在	田·市街化	区域田	108,040	818,207	1,090	817,117				
	般	畑	319,225	15,916,359	1,246,216	14,670,143				
	畑·市街化	区域畑	44,225	802,280	4,304	797,976				
小夫	見 模 住 宅	用地		21,225,696	89,388	21,136,308				
七	般 住 宅	用地		9,037,113	4,704	9,032,409				
地住宅	用地以外	の宅地		24,398,545	2,793	24,395,752				
	計		3,331,564	54,661,354	96,885	54,564,469				
塩		田	0							
鉱	泉	地	0	0	0	0				
池		沼	252,224	159,287	13,707	145,580				
	- 般 山	林	2,212,292	16,951,161	2,995,593	13,955,568				
林	在 山	林	93,748	56,995	1,128	55,867				
牧		場	0	0	0	0				
原		野	520,897	1,061,201	202,285	858,916				
ゴ	ルフ場	用地	0	1,858,452	347	1,858,105				
遊	園地等の	用地	0	0	0	0				
# #	単 体 和	钊 用	67,616	1,028,154	45	1,028,109				
世 地 用 地 地	複合和	钊 用	1,852	25,243	0	25,243				
そ	の他の雑	種 地	2,706,688	8,670,659	200,669	8,469,990				
	計		2,776,156	11,582,508	201,061	11,381,447				
7	0	他	30,004,041							
合		計	40,086,970	130,045,519	5,972,717	124,072,802				

(そのⅡ)

			区		決	定	価	格	課税標準額
		\	<u>~</u>	分	総額		税点未満)(ホ)-(ト)	法定免税点以 上のもの	(ト) に係る課 税標準額
地	目			<u>\</u>	(ホ)	(<u>~)</u>	(})	(チ)
	_	彤	L ₹	田	千円		千円	千円	千円
田		/12	~		3,553,511		146,820	3,406,691	3,404,433
	介在田	・市行		域田	10,928,872		6,459	10,922,413	3,506,352
畑	<u> </u>	彤	ī. Ž	畑	1,021,581		80,292	941,289	941,253
ДЩ	介在畑	・市行		域畑	14,570,340		19,420	14,550,920	4,804,545
	小規	熯 住	巨宅月	用地	583,326,917		1,628,110	581,698,807	96,316,907
宅	一般	住	宅 馬	地	201,439,125		80,735	201,358,390	66,891,828
地	住宅用	地阜	人外の	宅地	478,635,385		23,519	478,611,866	327,625,719
		nii p	 		1,263,401,427 1,732,364 1,261,6				490,834,454
ţ	塩		B	8				/	
	鉱	泉	坦	4	0		0	0	0
ì	池		Ä	7	36,149		1,042	35,107	24,301
日	_	般	山木	木	533,095		93,459	439,636	439,636
林	介	在	山木	木	220,650		3,243	217,407	149,862
	牧		場		0		0	0	0
	原		野		234,054		11,851	222,203	163,031
	ゴル	フ	場用	地	4,334,609		722	4,333,887	3,027,541
		地等	い 用	地	0		0	0	0
雑種	鉄 軌	単	体 利	用	7,860,646		299	7,860,347	5,101,609
地	道 用 地	複	合 利	用	2,037,203		0	2,037,203	1,256,558
	その	他σ	雑種	地	96,749,842		31,682	96,718,160	66,494,195
		ŧ	+		110,982,300		32,703	110,949,597	75,879,903
	そ	の	の他						
	合		計		1,405,481,979	,	2,127,653	1,403,354,326	580,147,770

	, 1	筆 数			単位当たり価格				
総筆数	非課税地 筆数	評価総筆数	法定免税点未 満のもの (ヌ)-(ヲ)	法定免税点以 上のもの	平均価格 (ホ)/(ロ)	最高価格			
(リ) + (メ)	(IJ)	(ヌ)	(ル)	(ヲ)	(ワ)	(カ)			
筆	筆	筆	筆	筆	円/m²	円/m²			
34,665	1,456	33,209	2,053	31,156	127	157			
2,499	507	1,992	28	1,964	13,357	50,835			
31,539	1,042	30,497	2,968	27,529	64	127			
3,861	281	3,580	59	3,521	18,161	64,244			
		128,925	1,844	127,081	27,482	275,450			
		81,136	422	80,714	22,290	103,236			
		32,360	116	32,244	19,617	295,411			
246,053	3,632	242,421	2,382	240,039	23,113	295,411			
0	0		$\Big)$	\setminus	$\Big)$				
0	0	0	0	0	0	0			
271	108	108 163		99	227	9,900			
28,003	2,311	25,692	4,956	20,736	31	69			
314	68	246	20	226	3,871	14,288			
0	0	0	0	0	0	0			
3,200	433	2,767	587	2,180	221	30,747			
1,281	0	1,281	4	1,277	2,332	3,050			
0	0	0	0	0	0	0			
3,355	471	2,884	2	2,882	7,645	45,700			
79	5	74	0	74	80,704	180,177			
19,053	3,468	15,585	609	14,976	11,158	185,330			
23,768	3,944	19,824	615	19,209	9,582	185,330			
125,670	125,670								
499,843	139,452	360,391	13,732	346,659	10,808				

(2) 令和3年度家屋に関する概要

① 木造家屋に関する調

(概要調書 第24表による)

		棟		数	床	面 積
家	区分	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総数	法定免税点 未満のもの
<i>3</i> \	(三)(三)(三)(三)(三)(三)(三)(三)(三)(三)(三)(三)(三)((1)	(口)	(N)	(=) m ²	(ホ) m²
	専用住宅	90,193	3,035	87,158	8,912,511	154,301
	共同住宅•寄宿舎	1,811	14	1,797	447,249	3,179
444	住 宅 部 分 1	3,241	206	3,035	323,426	11,841
併用住家	その他の用の部分 2	3,241	206	3,035	17,515	14
宅	計(棟数については1の数値を記入)	3,241	206	3,035	340,941	11,855
旅	館・料亭・ホテル	63	10	53	8,274	1,670
事	耳務所・銀行・店舗	1,948	195	1,753	153,336	9,523
豦	引 場 · 病 院	121	2	119	17,993	388
I	一場・ 倉 庫	2,054	274	1,780	201,228	16,902
	土 蔵	1,330	392	938	47,556	12,587
	附 属 家	13,139	3,158	9,981	370,880	77,408
	合 計	113,900	7,286	106,614	10,499,968	287,813

	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格		
法定免税点以上のもの	総額	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	(ト)/(ニ)	(チ)/(ホ)	(IJ)/(へ)		
(^) m²	(下) 千円	(チ) 千円	(リ) 千円	(ヌ) 円	(ル)円	(ヲ)円		
8,758,210	204,675,497	401,642	204,273,855	22,965	2,603	23,324		
444,070	16,225,383	95,804	16,129,579	36,278	30,137	36,322		
311,585	3,501,193	27,470	3,473,723	10,825	2,320	11,149		
17,501	513,184	190	512,994	29,300	13,571	29,312		
329,086	4,014,377	27,660	3,986,717	11,774	2,333	12,115		
6,604	115,424	13,590	101,834	13,950	8,138	15,420		
143,813	3,554,984	135,454	3,419,530	23,184	14,224	23,778		
17,605	643,988	19,532	624,456	35,791	50,340	35,470		
184,326	634,397	26,625	607,772	3,153	1,575	3,297		
34,969	81,655	16,917	64,738	1,717	1,344	1,851		
293,472	1,037,459	97,905	939,554	2,797	1,265	3,202		
10,212,155	230,983,164	835,129	230,148,035	21,998	2,902	22,537		

(概要調書 第25~30表による)

少小坦,	<i>从外り</i> 豕座に関する調	ı	(燃安調音	第25~30表に		41:
			棟数_	ı	床面	積
	区分構造別	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ)	総数	法定免税点 未満のもの
		(イ)	(口)	(八)	$(=)$ m^2	(ホ) m ²
(1)	鉄骨鉄筋コンクリート造		3	` ′	138,784	7,413
事	鉄 筋コンクリート造		11	467	447,835	7,327
淼	鉄 骨 造		156		1,683,259	
所百	軽 量 鉄 骨 造		34		85,051	1,933
·店舗	れんが造・コンクリート ブロック造	41	0	41	2,264	0
舗	その他	8	0	8	1,379	0
•	計	5,423	204		2,358,572	62,428
(2)	鉄骨鉄筋コンクリート造	131	0	131	385,040	2,946
住	鉄 筋コンクリート造	2,943	0	2,943	1,589,755	14,690
宅	鉄 骨 造	6,405	48	6,357	1,207,491	11,432
•	軽 量 鉄 骨 造	15,528	68	15,460	2,194,173	5,118
アパ	れんが造 ・コンクリート ブロック造	586	27	559	21,868	486
]	その他	48	3	45	896	25
7	計	25,641	146		5,399,223	34,697
(3)	鉄骨鉄筋コンクリート造	10	0	10	55,650	0
بين	鉄 筋コンクリート造	103	3	100	116,841	9,146
病	鉄 骨 造	186	1	185	87,610	155
院	軽 量 鉄 骨 造	13	0	13	1,697	0
ホテ	れんが造・コンクリート ブロック造	4	0	4	243	0
ル	そ の 他	. 0	0	0	0	0
	計	316	4	312	262,041	9,301
(4)	鉄骨鉄筋コンクリート造		0	97	127,233	1,671
	鉄 筋コンクリート造	1,345	13	1,332	426,476	2,892
工場	鉄 骨 造	14,830	531	14,299	5,896,833	155,139
・市	軽 量 鉄 骨 造	3,747	332	3,415	217,512	13,942
倉場庫	れんが造・コンクリート ブロック造	2,524	143	2,381	48,799	1,643
•	そ の 他	46	2	44	10,851	55
	計	22,589	1,021	21,568	6,727,704	175,342
(5)	鉄骨鉄筋コンクリート造		0	51	31,835	0
	鉄筋コンクリート造		4	181	44,578	2,382
そ	鉄 骨 造			· ·	260,900	47,794
	軽 量 鉄 骨 造	1,369	126	1,243	41,274	3,129
<i>の</i>	れんが造・コンクリート ブロック造	1,235	90	1,145	9,040	510
他	そ の 他	35	1	34	3,645	5
	計	4,028	284	3,744	391,272	53,820
(6)	鉄骨鉄筋コンクリート造	356	3	353	738,542	12,030
	鉄 筋コンクリート造	5,054	31	5,023	2,625,485	36,437
	鉄 骨 造		799	25,767	9,136,093	260,275
合	軽 量 鉄 骨 造	21,494	560	20,934	2,539,707	24,122
	れんが造・コンクリート ブロック造	4,390	260	4,130	82,214	2,639
計	そ の 他	137	6	131	16,771	85
L	計	57,997	1,659		15,138,812	335,588
未治	告 · 非木造総合計	171,897			25,638,780	
/\\\		111,031	0,510	102,002	20,000,100	020, 101

_		ì	央 定 価 格		単 位	当たり	価 格
	法定免税点 以上のもの (ニ)-(ホ)	総額	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの (ト)-(チ)	(ト)/(ニ)	(チ)/(ホ)	(リ)/(へ)
	(^) m²	(ト) 千円	(チ) 千円	(リ) 千円	(ヌ) 円	(ル) 円	(ヲ) 円
	131,371	9,452,791	366,465	9,086,326	68,112	49,435	69,165
	440,508	22,369,891	445,966	21,923,925	49,951	60,866	49,770
	1,637,504	80,387,398	1,591,040	78,796,358	47,757	34,773	48,120
	83,118	2,126,260	32,315	2,093,945	25,000	16,718	25,192
	2,264	27,413	0	27,413	12,108	0	12,108
	1,379	7,587	0	7,587	5,502	0	5,502
	2,296,144	114,371,340	2,435,786	111,935,554	48,492	39,018	48,749
	382,094	20,938,019	· ·	20,814,429	54,379	41,952	54,475
	1,575,065	81,250,307	661,938	80,588,369	51,109	45,060	51,165
	1,196,059	34,790,042	· ·	34,383,968	28,812	35,521	28,748
	2,189,055	73,392,926	202,480	73,190,446	33,449	39,562	33,435
	21,382	262,657	2,529	260,128	12,011	5,204	12,166
	871 5,364,526	10,302 210,644,253	348 1,396,959	9,954 209,247,294	11,498 39,014	13,920 40,262	11,428 39,006
_	55,650	3,811,361	1,550,555	3,811,361	68,488	0	68,488
	107,695	8,020,854	Ű	7,196,350	68,648	90,149	66,822
	87,455	7,056,275		7,048,733	80,542	48,658	80,598
	1,697	63,911	0	63,911	37,661	0	37,661
	243	1,653	0	1,653	6,802	0	6,802
	0	0	0	0	0	0	0
_	252,740	18,954,054	832,046	18,122,008	72,332	89,458	71,702
	125,562	2,814,787	102,946	2,711,841	22,123	61,607	21,598
	423,584	12,560,933		12,510,441	29,453	17,459	29,535
	5,741,694 203,570	151,420,377 1,504,418	2,839,235 60,304	148,581,142 1,444,114	25,678 6,916	18,301 4,325	25,878 7,094
	47,156	437,994		426,208		7,173	9,038
	10,796	45,102		44,951	4,156	2,745	4,164
_	6,552,362	168,783,611	3,064,914	165,718,697	25,088	17,480	25,291
	31,835 42,196	742,903 886,493	0 125,369	742,903 761,124	23,336 19,886	0 52,632	23,336 18,038
	213,106	7,965,990	· ·	5,723,687	30,533	52,632 46,916	26,858
	38,145	265,105	11,315	253,790	6,423	3,616	6,653
	8,530	152,957	5,757	147,200	16,920	11,288	17,257
	3,640	16,438	·	16,394	4,510	8,800	4,504
	337,452	10,029,886		7,645,098	25,634	44,310	22,655
	726,512	37,759,861	593,001	37,166,860	51,128	49,294	51,158
	2,589,048	125,088,478	· ·	122,980,209	47,644	57,861	47,500
	8,875,818	281,620,082	7,086,194	274,533,888	30,825	27,226	30,931
	2,515,585	77,352,620	306,414	77,046,206	30,457	12,703	30,628
	79,575	882,674	20,072	862,602	10,736	7,606	10,840
	16,686	79,429		78,886	4,736	6,388	4,728
	14,803,224	522,783,144	10,114,493	512,668,651	34,533	30,140	34,632
	25,015,379	753,766,308	10,949,622	742,816,686	29,399	17,564	29,694

(3) 令和3年度償却資産に関する概要

納税義務者数

(概要調書 第69表による)

IZ,	分	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
	<i>y</i>	(人)	(人)	(人)
個	人	1,524	766	758
法	人	5,897	2,942	2,955
合	計	7,421	3,708	3,713

(概要調書 第70表による)

						課税標準額	質の内訳
	種	類		決定価格	課税標準額	課税標準の特例 規定の適用を受 けるもの (イ)	(イ)以外のもの (ロ)
市				千円	千円	千円	千円
長	構	築	物	184,873,946	183,061,245	1,278,304	181,782,941
が価	機械	及び	装 置	1,085,020,214	1,077,442,715	4,016,468	1,073,426,247
格等	船		舶	2,225,942	1,248,008	977,934	270,074
を 決	航	空	機	0	0	0	0
定し	車両	及び運	搬具	4,118,610	4,104,699	13,911	4,090,788
たも	工具·器	器具及	び備品	64,717,152	63,975,319	701,243	63,274,076
0)	小	計	(ハ)	1,340,955,864	1,329,831,986	6,987,860	1,322,844,126
法条第関	総務大 決定し、			127,304,525	94,625,772	_	_
三係九九	県知事	が価格配分した		2,397,756	2,118,950	_	_
	小	計	(=)	129,702,281	96,744,722	_	_
	743条第 知事がf の			0	0	_	_
)+(二)	計 +(ホ)	1,470,658,145	1,426,576,708	_	_
同内	市	分の	額	_	1,426,576,708	_	_
上訳	県	分の	額	_	0	_	_

(4) 国有資産等所在市町村交付金の推移 (決算)

年 度	国	地方公共団体	計	前年度比
	千円	千円	千円	%
平成28年度	6,536	19,359	25,895	96.9
29	6,319	19,602	25,921	100.1
30	6,225	19,521	25,746	99.3
令和元年度	6,114	19,137	25,251	98.1
2	5,285	18,357	23,642	93.6

6. その他の市税

- (1) 令和3年度軽自動車税(種別割)課税台数
- (2) 軽自動車税課税台数及び調定額の推移
- (3) 市たばこ税の推移
- (4) 入湯税の推移
- (5) 事業所税の推移

6. その他の市税

(1) 令和3年度軽自動車税(種別割)課税台数

(課税状況等の調 第33表による)

				-1			(課税状)	ルサツ州	第33表に	-49)		
\	\		区	分	賦課	期日現在	台数	(A)(B)	(A)のうち	差引		
					一般	官公署	計	のうち 非課税	課税免除		税率	調定額
車	₹	種	Ì		(A)	(B)	(C)	台 数	台 数	台 数		
	50)cc以 ⁻	F		台	台	台	台	台	台	円	千円
原動					10,445	8	10,453	8	94	10,351	2,000	20,702
動機付				cc以下	717	13	730	13	3	714	2,000	1,428
自	90)cc超~	~125	occ以下	2,154	2	2,156	2	1	2,153	2,400	5,167
転車		3 =	- カ	_	237	0	237	0	47	190	3,700	703
		小		計	13,553	23	13,576	23	145	13,408	_	28,000
		_	_ 輔	車	3,094	3	3,097	3	2	3,092	3,600	11,131
	1	Ξ	三 輔	車	0	0	0	0	0	0	3,100	0
		(新税率	三輪・重課	i 車 ・軽課適用)	14	0	14	0	0	14	3,900 他	64
			乗	営業用	0	0	0	0	0	0	5,500	0
		四	用	自家用営業用	28,728	30	28,758	30	417	28,311	7,200	203,839
軽自		輪	貨	営業用	222	0	222	0	0	222	3,000	666
動車及		輪車	物用	自家用	6,221	34	6,255	34	100	6,121	4,000	24,484
$\mathcal{C}_{\mathcal{K}}$	般		,	小 計	35,171	64	35,235	64	517	34,654	_	228,989
小型特		新	乗	営業用	4	0	4	0	0	4	6,900 他	28
殊		税 率 •	税	自家用	42,066	29	42,095	29	592	41,474	10,800 他	463,536
自動車		重輪 課		営業用	477	0	477	0	1	476	3,800 他	1,871
里		車課	物用	自家用	13,465	91	13,556	91	113	13,352	5,000 他	73,124
		適 用)	,	小計	56,012	120	56,132	120	706	55,306	—	538,559
	農	妻	耕	用	3,595	10	3,605	10	2	3,593	2,400	8,623
	朱	寺 殊	作	業用	1,059	12	1,071	12	154	905	5,900	5,340
		小		計	98,945	209	99,154	209	1,381	97,564	_	792,706
	二輔	命の小	型自	動車	4,115	2	4,117	2	1	4,114	6,000	24,684
				116,613	234	116,847	234	1,527	115,086	_	845,390	
									<u> </u>			

(2)軽自動車税課税台数及び調定額の推移

(種別割の課税台数は課税状況等の調第33表による。各年度の調定額は現年度分の決算額)

	_					平	成	平	成	平	成	令	和	令	和	令	;	和	令		和	
		\		区	分	28	年 度	29 쇼	年 度	30 4	年度	元	年 度	2	年 度	3	年,	度	3	年	度	前年度比
車	禾	重		_	,	台	数	台	数	台	数	台	数	台	数	台		数	車	種	別	
						(A)								(B)		(C)		構	成	比	(C)/(B)
			EO.	. N	₹		台		小		台		小		小		,	台			%	%
	原		500	c以	ľ	13	2,785	12	2,217	1	1,684	1	1,251	1	10,757		10,3	51		Ç	9.0	96.2
	動機	5	50cc超~90cc以下				729		710		708		703		690		7	14		(0.6	103.5
	付自.	9	0cc超~	~125	icc以下		1,727	1	,828		1,838		1,951		2,051		2,1	53]	1.9	105.0
	転車		ミニ	力	_		213		215		217		207		198		19	90		(0.2	96.0
			小		計	1	5,454	14	1,970	14	1,447	1	4,112	1	13,696		13,40	80		11	1.7	97.9
			1]	輪	車		3,033	3	3,015	;	3,024		3,007		2,994		3,09	92		4	2.7	103.3
			111	輪	車		0		0		0		0		0			0		(0.0	_
	軽自動			三輪 率等;	車 適用分)		6		6		7		12		12			14		(0.0	116.7
種			m	乗	営業用		1		1		1		0		0		0			(0.0	_
			四	用	自家用	5:	2,324	47	7,099	42	2,333	3	37,639	3	32,834	4	28,3	11		24	1.6	86.2
別	動車		輪	貨	営業用		375		342		326		288		262		22	22		(0.2	84.7
割	及び小	般	車	物用	自家用	13	3,416	11	,711	10),234		8,763		7,356		6,12	21		5	5.3	83.2
	小型特		(新税	乗	営業用		1		1		1		2		3			4		(0.0	133.3
	殊		税率等	用	自家用	1	2,767	19	,252	24	1,977	3	30,818	3	36,309	2	41,4	74		36	6.0	114.2
	自動車		舞 す 道用な	貨物	営業用		92		143		206		334		395		4	76		(0.4	120.5
	毕		学 分)	用	自家用		6,777	8	3,251	(9,496	1	10,887	1	2,168		13,3	52		11	1.6	109.7
		唐	ŧ,	耕	用		4,224	4	1,062	4	3,922		3,811		3,690		3,59	93		ę	3.1	97.4
		朱	,殊	作	業用		732		770		820		845		884		90	05		(8.0	102.4
			小		計	9:	3,748	94	1,653	98	5,347	Ö	96,406	ć	96,907	(97,50	64		84	1.7	100.7
	二輪の小型自動車						3,704	3	3,741		3,833		3,914		4,025		4,1	14		ć	3.6	102.2
	種別割計					11:	2,906	113	3,364	113	3,627	11	4,432	11	4,628	1	15,08	86		100	0.0	100.4
	環境性能割 計		-		_	_	_			497		1,642					_		_			
	軽自動車税 合 計		-				_	_		_		_					_		_			

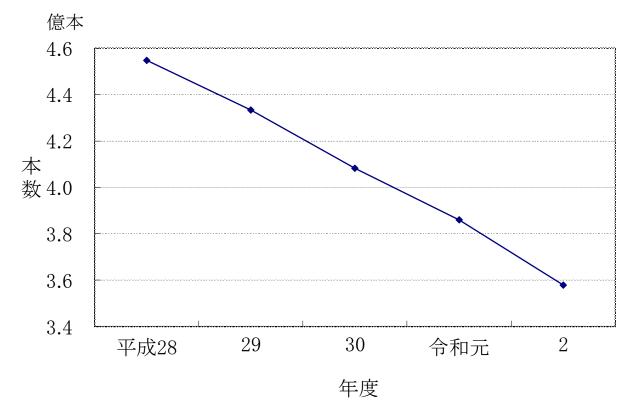
平		成	平		成	平		成	平		成	令		和	令		和	
28	年	度	29	年	度	30	年	度	元	年	度	2	年	度	2	年	度	前年度比
調	定		調	定		調	定		調	定		調	定	額		種		
	(D)									(E)			(F)		構	成	比	(F)/(E)
	Ŧ	-円		Ŧ	-円		Ŧ	-円		Ŧ	-円		Ŧ	円			%	%
	25,	530		24,	420		23,3	356		22,4	192		21,5	542			2.6	95.8
	1,4	458		1,	418		1,4	116		1,4	106		1,3	380			0.2	98.2
	4,	145		4,3	390		4,4	109		4,6	882		4,9	922		(0.6	105.1
	,	784		,	795		8	303		7	766		7	733		(0.1	95.7
	31,9	917		31,0	023		29,9	984		29,3	346		28,5	577		,	3.5	97.4
	10,9	917		10,8	354		10,8	375		10,8	325		10,7	768			1.3	99.5
		0			0			0			0			0		(0.0	
		28			28			32			55			55		(0.0	100.0
		6			6			6			0			0		(0.0	_
ć	376,	711	Ş	339,	127	3	304,7	776	2	270,9	972	4	236,4	112		28	8.9	87.2
	1,	125		1,0	026		Ć	978		8	364		7	786		(0.1	91.0
	53,6	652		46,8	848		40,9	936		35,0)48		29,4	120		;	3.6	83.9
		5			7			7			12			22		(0.0	183.3
	140,8	350	2	213,	382	2	280,6	609	ć	344,6	808	4	405,3	391		4	9.5	117.6
		376		į	546		8	302		1,2	293		1,5	566		(0.2	121.1
	39,2	292		47,0	075		53,5	546		60,4	186		67,0	001		;	8.2	110.8
	10,	138		9,	749		9,4	114		9,1	146		8,8	356			1.1	96.8
	4,3	319		4,	543		4,8	338		4,9	986		5,2	215		(0.6	104.6
(537,4	419	6	573,	191	7	706,8	319	7	738,2	295	7	765,4	192		9	3.5	103.7
	22,	176		22,	410		22,9	974		23,4	178		24,1	138			3.0	102.8
(591,	512	7	726,0	624	7	759,7	777	7	791,	119	8	318,2	207		10	0.0	103.4
	_			_			_			9,3	329		31,2	222		_		_
(591,	512	7	726,0	624	7	759,7	777	8	300,4	148	8	349,4	129				106.1

(3) 市たばこ税の推移

区分	売渡たばこ	(A) の	収納額	(B) Ø		一人当たり	一人当たり
	本数(A)	前年度比	(B)	前年度比	人口	税 額	購入本数
年度	(千本)	(%)	(千円)	(%)	(人)	(円)	(本)
平成28年度	454,760	97.3	2,345,010	97.7	312,115	7,513	1,457
29	433,397	95.3	2,248,125	95.9	311,672	7,213	1,391
	,		, ,		,	,	,
30	408,244	94.2	2,205,186	98.1	311,763	7,073	1,309
令和元年度	386,001	94.6	2,187,424	99.2	311,431	7,024	1,239
2	357,943	92.7	2,103,417	96.2	311,527	6,752	1,149

※人口は各年度とも4月1日現在の数値

〔図表〕売渡たばこ本数の推移

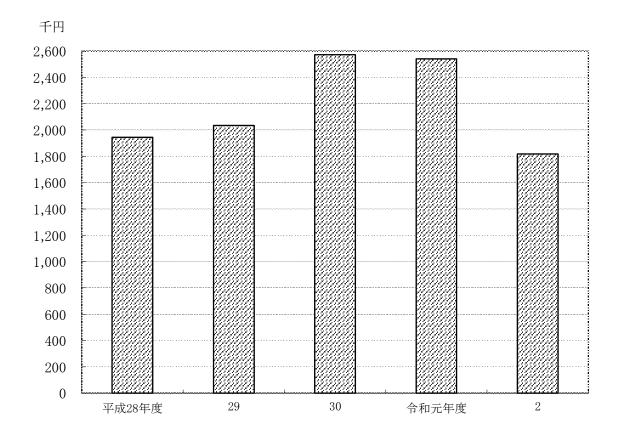


(4)入湯税の推移

(課税状況等の調 第35表による)

区分	入湯客数	調定額 収納額		収納率	前年度		特別徴収義務者数
年度	(人)	(千円)	(千円)	(%)	入湯客数	収納額	(人)
平成28年度	14,363	1,945	1,945	100.0	79.5	85.4	4
29	15,740	2,036	2,036	100.0	109.6	104.7	3
30	18,565	2,572	2,572	100.0	117.9	126.3	3
令和元年度	18,051	2,542	2,542	100.0	97.2	98.8	3
2	12,150	1,819	1,819	100.0	67.3	71.6	3

〔図表〕入湯税調定額の推移



(5) 事業所税の推移

年度		区分		納税義務者数 人	課税標準	減免前の税額 円	減免額 円	調定額 円
	資	産	割	759	5,357,220 m²	3,341,151,200	125,750,100 (12,900)	3,215,401,100
平成30年度	従	業者	割	128	226,823,677 千円	568,124,000	1,071,700 (0)	567,052,300
	合		計	887 (実数782)		3,909,275,200	126,821,800 (12,900)	3,782,453,400
	資	産	割	768	4,835,175 m²	3,022,434,100	117,538,200 (0)	2,904,895,900
令和元年度	従	業者	割	131	195,949,341 千円	490,481,800	588,000 (0)	489,893,800
	合		計	899 (実数789)		3,512,915,900	118,126,200 (0)	3,394,789,700
	資	産	割	768	5,313,719 m²	3,304,734,500	113,885,400 (0)	3,190,849,100
令和2年度	従	業者	割	126	215,966,990 千円	541,187,500	1,275,600 (0)	539,911,900
У ₩₩.00/E	合		計	894 (実数784)		3,845,922,000	115,161,000 (0)	3,730,761,000

[※]平成22年8月1日から課税開始

【特例減免の概要】

(対象者) 資本金が1億円以下の普通法人、公益法人、協同組合、個人事業者 (減免の期間と割合)

本米 左床	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月	平成28年8月	平成29年8月
事業年度 終了の日	\$	S	\$	\$	S	\$	\$	\$
W-2 1 45 E	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月	平成29年7月	
						2/6減免	1/6減免	
		4/6減免	3/6減免	3/6減免	3/6減免	2/ 01/90/96		
	5/6減免	17 00000						通常納付
減免割合								22113711313

[※]減免額欄の()は「四日市市税条例の特例に関する条例」による減免額で内数です。特例減免の概要は 次のとおりです。

7. 讓 与 税 • 交 付 金

- (1) 地方譲与税の推移
- (2) 利子割交付金の推移
- (3) 配当割交付金の推移
- (4) 株式等譲渡所得割交付金の推移
- (5) 法人事業税交付金の推移
- (6) 地方消費税交付金の推移
- (7) ゴルフ場利用税交付金の推移
- (8) 自動車取得税交付金の推移
- (9) 環境性能割交付金の推移

7. 讓与税•交付金

(1) 地方譲与税の推移

①地方揮発油譲与税

(単位:円)

年度	予算現額	6月譲与分	11月譲与分	3月譲与分	計
平成28年度	230,000,000	71,105,000	103,871,000	70,603,000	245,579,000
29	240,000,000	70,935,000	102,221,000	71,014,000	244,170,000
30	236,000,000	69,274,000	100,384,000	77,897,000	247,555,000
令和元年度	232,000,000	61,326,000	92,450,000	66,195,000	219,971,000
2	228,000,000	74,574,000	65,656,000	75,772,000	216,002,000

②自動車重量譲与税

(単位:円)

年度	予算現額	6月譲与分	11月譲与分	3月譲与分	計
平成28年度	610,000,000	162,762,000	242,260,000	190,151,000	595,173,000
29	610,000,000	175,596,000	247,981,000	175,026,000	598,603,000
30	630,000,000	158,779,000	248,716,000	202,321,000	609,816,000
令和元年度	600,000,000	175,841,000	264,437,000	193,210,000	633,488,000
2	610,000,000	164,962,000	257,713,000	205,759,000	628,434,000

③地方道路讓与税

(単位:円)

年度	予算現額	6月譲与分	11月譲与分	3月譲与分	計
平成28年度	1,000	1	1	0	2
29	1,000	0	0	0	0
30	1,000	0	0	0	0
令和元年度	1,000	0	86	1	87
2	1,000	1	0	1	2

④森林環境譲与税

(単位:円)

年度	予算現額	9月譲与分	3月譲与分	計
令和元年度	13,237,000	6,618,000	6,619,000	13,237,000
2	28,000,000	14,065,000	14,065,000	28,130,000

⑤特別とん譲与税

(単位:円)

年度	予算現額	9月譲与分	3月譲与分	計
平成28年度	340,000,000	173,876,728	169,125,600	343,002,328
29	340,000,000	166,469,862	157,812,521	324,282,383
30	340,000,000	157,928,127	176,435,741	334,363,868
令和元年度	340,000,000	164,061,192	174,583,540	338,644,732
2	340,000,000	176,904,908	168,742,743	345,647,651

(2) 利子割交付金の推移

(単位:円)

年度	予算現額	8月交付分	12月交付分	3月交付分	計
平成28年度	90,000,000	17,195,000	25,844,000	40,121,000	83,160,000
29	40,000,000	40,851,000	43,903,000	32,398,000	117,152,000
30	90,000,000	45,620,000	44,709,000	24,328,000	114,657,000
令和元年度	80,000,000	19,402,000	18,367,000	14,393,000	52,162,000
2	19,000,000	19,965,000	20,932,000	14,877,000	55,774,000

(3)配当割交付金の推移

(単位:円)

年度	予算現額	8月交付分	12月交付分	3月交付分	計
平成28年度	300,000,000	63,614,000	9,721,000	130,334,000	203,669,000
29	300,000,000	67,387,000	11,107,000	214,557,000	293,051,000
30	180,000,000	70,431,000	10,333,000	150,205,000	230,969,000
令和元年度	240,000,000	74,763,000	11,851,000	180,558,000	267,172,000
2	240,000,000	69,032,000	11,860,000	178,660,000	259,552,000

(4)株式等譲渡所得割交付金の推移 (単位:円)

年度	予算現額	3月交付分	計
平成28年度	270,000,000	119,835,000	119,835,000
29	250,000,000	290,603,000	290,603,000
30	120,000,000	185,751,000	185,751,000
令和元年度	160,000,000	146,710,000	146,710,000
2	160,000,000	283,240,000	283,240,000

(5) 法人事業税交付金の推移

(単位:円)

年度	予算現額	8月交付分	12月交付分	3月交付分	計
令和2年度	920,000,000	533,637,000	148,002,000	216,401,000	898,040,000

(6) 地方消費税交付金の推移

(単位:円)

年度	予算現額	6月交付分	9月交付分	12月交付分	3月交付分	計
平成28年度	5,300,000,000	1,309,642,000	1,685,789,000	999,915,000	1,342,754,000	5,338,100,000
29	5,570,000,000	1,342,768,000	1,833,042,000	992,843,000	1,428,813,000	5,597,466,000
30	5,950,000,000	1,465,892,000	1,893,363,000	1,060,481,000	1,561,742,000	5,981,478,000
令和元年度	6,090,000,000	1,515,950,000	1,887,199,000	807,248,000	1,616,333,000	5,826,730,000
2	6,730,000,000	1,613,462,000	2,382,971,000	1,272,399,000	1,791,968,000	7,060,800,000

(7) ゴルフ場利用税交付金の推移

(単位:円)

年度	予算現額	8月交付分	12月交付分	3月交付分	計
平成28年度	90,000,000	38,408,167	31,060,746	20,895,200	90,364,113
29	90,000,000	36,554,379	29,835,975	21,239,931	87,630,285
30	86,000,000	35,740,445	28,314,532	21,767,614	85,822,591
令和元年度	80,000,000	36,347,639	28,864,519	21,998,164	87,210,322
2	80,000,000	29,341,545	30,758,310	22,556,863	82,656,718

(8) 自動車取得税交付金の推移

(単位:円)

					(十二十17
年度	予算現額	8月交付分	12月交付分	3月交付分	計
平成28年度	210,000,000	66,378,000	72,695,000	85,436,000	224,509,000
29	250,000,000	98,170,000	97,537,000	111,553,000	307,260,000
30	360,000,000	104,295,000	103,137,000	119,226,000	326,658,000
令和元年度	178,000,000	109,355,000	74,081,476	217,707	183,654,183
2	1,000	12,960	0	43,831	56,791

(9)環境性能割交付金の推移

(単位:円)

					(+124111)
年度	予算現額	8月交付分	12月交付分	3月交付分	計
令和元年度	80,000,000	0	9,144,000	36,641,000	45,785,000
2	110,000,000	23,632,000	34,713,000	41,962,000	100,307,000

8. 税外収入等

- (1) 税外収入の推移
- (2) 四日市市ふるさと応援寄附金の推移
- (3) 市税証明書交付件数の推移
- (4) 令和2年度市税証明書の交付状況(月別・種類別)
- (5) 市民税課において公用として交付した市税証明書の 状況

8. 税外収入等

(1)税外収入の推移

(単位:円)

											<u> </u>
	種兒	}[]	\	年	度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
納	税言	正月	月等	手	数	料	18,359,900	18,486,400	17,614,000	16,075,300	12,950,800
自許	動同	車	臨手	時 数	運 数	行料	1,113,000	1,049,250	1,135,500	1,122,000	990,750
県委	税	徴	収託	取	扱	費金	500,720,661	504,039,651	518,670,606	522,489,162	526,081,987
延			滞			金	38,970,694	37,622,386	38,877,584	38,454,567	43,525,268
標弁	識	再	重賞	芝	付	等 金	2,700	4,500	7,500	3,300	3,600
自番	動 車 号	i 臨 標			_〕 許 償	可 金	1,700	3,400	11,400	1,700	3,400
滞	紗]	処	5	}	費	0	0	0	0	0
そ			の			他	448,448	1,438,845	472,334	524,160	696,585
			計				559,617,103	562,644,432	576,788,924	578,670,189	584,252,390

[※]その他には、四日市市ふるさと応援寄附金及び三重地方税管理回収機構派遣職員人件費返還金等は含まれていません。

(2)四日市市ふるさと応援寄附金の推移

(単位:人、円)

							` '	122.7
	種別	年度	平成28年度まで	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	累計
Į.	四日市市ふるさと	寄附者数	3,866	1,387	1,242	2,014	2,284	10,793
J	芯 援 寄 附 金	寄附金額	138,422,462	19,142,000	25,720,400	55,899,000	49,297,644	288,481,506

[※]四日市市ふるさと応援寄附金業務については平成24年8月1日から市民税課所管となりました。

(3) 市税証明書交付件数の推移

(単位:件)

											(+14.11)
	種別 \ 年度		年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
納		税		証		明	13,179	13,847	13,991	14,265	14,456
所	得	•	課	税	証	明	62,545	61,548	56,762	48,994	32,552
登	記	用	評	価	証	明	12,555	12,488	12,818	12,783	11,838
登卸	禄事	項•	評価	j·公	課訂	E明	8,205	7,935	8,318	8,816	8,196
諸			証			明	5,741	6,935	5,879	6,331	7,281
閲						覧	3,374	3,471	3,636	2,857	3,006
	計						105,599	106,224	101,404	94,046	77,329

[※]市民税課において公用として交付した市税証明書は含まない。

(4) 令和2年度市税証明書の交付状況(月別・種類別)

※市民税課において公用として交付した市税証明書は含まない。 (単位:件)

種類	は誤においく		登 球事垻∙計		ナ/よ / ・。		(単位:件)
月	納税証明	所得·課税 証明		· 公課等	諸証明	閲覧	計
	(143)	(140)	(856)	(507)	(567)	(29)	(2,242)
4	1,332	2,130	1,939	1,269	634	93	7,397
	(228)	(99)	(230)	(178)	(566)	(122)	(1,423)
5	1,205	1,390	819	674	617	189	4,894
	(183)	(469)	(240)	(181)	(651)	(210)	(1,934)
6	1,146	6,146	961	636	750	331	9,970
7	(177)	(560)	(314)	(172)	(605)	(197)	(2,025)
1	1,045	5,988	916	683	666	273	9,571
8	(164)	(278)	(205)	(217)	(502)	(149)	(1,515)
0	1,009	3,189	736	632	554	215	6,335
9	(135)	(167)	(275)	(147)	(494)	(146)	(1,364)
9	1,127	2,273	928	627	560	214	5,729
10	(132)	(126)	(239)	(196)	(525)	(158)	(1,376)
10	1,123	2,198	927	671	591	249	5,759
11	(121)	(166)	(253)	(214)	(414)	(155)	(1,323)
11	1,120	2,242	889	634	460	219	5,564
12	(103)	(139)	(463)	(176)	(403)	(174)	(1,458)
12	981	1,588	1,118	610	468	249	5,014
1	(150)	(121)	(204)	(196)	(368)	(256)	(1,295)
<u> </u>	1,318	1,801	765	589	401	343	5,217
2	(151)	(123)	(214)	(190)	(554)	(261)	(1,493)
J	1,350	1,507	824	575	616	326	5,198
3	(184)	(184)	(442)	(143)	(922)	(225)	(2,100)
	1,700	2,100	1,016	596	964	305	6,681
計	(1,871)	(2,572)	(3,935)	(2,517)	(6,571)	(2,082)	(19,548)
μΙ	14,456	32,552	11,838	8,196	7,281	3,006	77,329

[・]上段()は市民税課での交付件数で、下段の全交付件数の内数です。

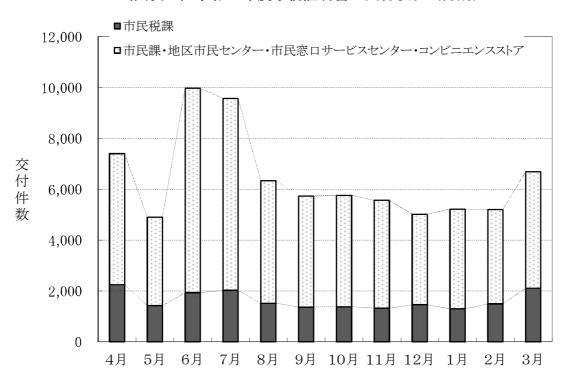
(5) 市民税課において公用として交付した市税証明書の状況

(単位:件)

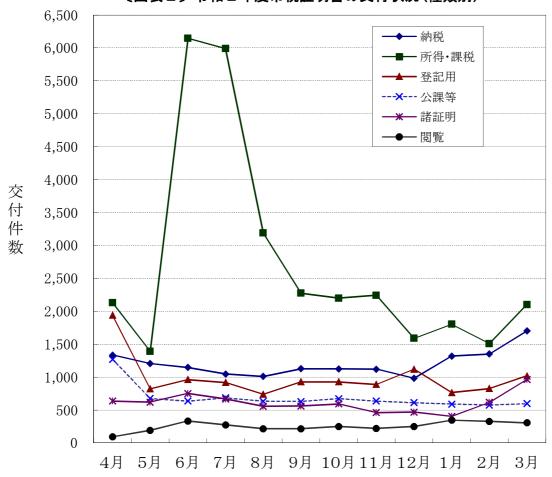
年度	納税証明	所得·課税	登録事項·評	価·公課証明	諸証明	閲覧	=-
	和外型配列	証明	登記用	公課等	相証切	別見	рl
令和2年度	0	5,256	37	357	89	0	5,739

[・]市民税課のみで発行している台帳証明の件数については、公課等の数値に含みます。

[図表1] 令和2年度市税証明書の交付状況(月別)



[図表2] 令和2年度市税証明書の交付状況(種類別)



※[図表1][図表2]とも、市民税課において公用として交付した市税証明書は含まない。

9. 徴収

- (1) 市税口座振替取扱の推移
- (2) 滞納処分執行停止の推移
- (3) 市税不納欠損処分の推移
- (4) 令和2年度市税不納欠損額内訳表
- (5) 財産差押及び差押解除の推移(県民税含む)
- (6) 交付要求の推移(県民税含む)
- (7) コンビニ納税の推移
- (8) 令和2年度税外債権収納率の状況

9. 徴収

(1) 市税口座振替取扱の推移

(単位:件, 千円)

税	年	調	定	口座振	替依頼分	口座打	振替済分 	利用		.位:件 <u>,</u> 振替	率%
196	7		(A)		(B)		(C)	(B/	'A)		/B)
目	度	件 数	金額	件 数	金額	件 数	金額	件数	金額	件数	金額
市	28	152,495	6,282,451	55,994	2,861,866	54,185	2,763,932	36.7	45.6	96.8	96.6
県普	29	147,256	6,204,228	53,518	2,752,365	52,045	2,667,767	36.3	44.4	97.2	96.9
通	30	143,919	6,300,141	51,220	2,754,084	49,842	2,666,823	35.6	43.7	97.3	96.8
民徴	元	142,642	6,670,110	50,007	2,800,891	48,827	2,723,454	35.1	42.0	97.6	97.2
税()	2	140,134	6,024,038	50,250	2,636,009	49,122	2,569,681	35.9	43.8	97.8	97.5
固都	28	474,238	33,545,225	271,466	10,305,070	264,525	10,074,800	57.2	30.7	97.4	97.8
定市	29	476,101	35,375,825	272,876	10,613,131	265,942	10,381,487	57.3	30.0	97.5	97.8
資計	30	478,372	38,316,205	274,544	10,770,184	267,762	10,539,211	57.4	28.1	97.5	97.9
産画	元	479,588	44,154,255	274,665	11,367,686	267,994	11,149,645	57.3	25.7	97.6	98.1
税税	2	481,691	41,993,634	275,013	21,081,597	267,035	20,809,875	57.1	50.2	97.1	98.7
軽	28	112,927	690,703	14,046	75,953	13,668	73,610	12.4	11.0	97.3	96.9
自	29	113,375	727,004	13,698	77,452	13,312	75,092	12.1	10.7	97.2	97.0
動	30	113,629	760,064	13,106	76,756	12,732	74,265	11.5	10.1	97.1	96.8
車	元	114,437	791,414	12,670	76,363	12,342	74,102	11.1	9.6	97.4	97.0
税	2	114,638	818,451	12,357	77,127	12,055	75,068	10.8	9.4	97.6	97.3
合	28	739,660	40,518,379	341,506	13,242,889	332,378	12,912,342	46.2	32.7	97.3	97.5
П П	29	736,732	42,307,057	340,092	13,442,948	331,299	13,124,346	46.2	31.8	97.4	97.6
	30	735,920	45,376,410	338,870	13,601,024	330,336	13,280,299	46.0	30.0	97.5	97.6
∄ I.	元	736,667	51,615,779	337,342	14,244,940	329,163	13,947,201	45.8	27.6	97.6	97.9
計	2	736,463	48,836,123	337,620	23,794,733	328,212	23,454,624	45.8	48.7	97.2	98.6

※件数は第1~第4期の延べ件数(全期一括振替の場合、1~4期分の4回振替したものとして計上)

(2) 滞納処分執行停止の推移

(法=地方税法) (単位:件,円) 度 年 別 理 由 別 法15条の7 法15条の7 法15条の7 税 目 平成30年度 令和元年度 令和2年度 1項1号 1項2号 1項3号 (無財産) (生活困窮) (所在不明) 期別件数 981 1,524 1,265 1,279 2,094 993 市県民税 税額 23,430,066 32,067,339 43,892,735 37,116,378 34,006,155 59,517,863 期別件数 19 法人市民税 税額 403,359 75,000 415,000 472,000 1,215,359 固定資産税 期別件数 307 107 176 154 188 104 都市計画税 税額 3,962,043 4,011,200 3,964,059 1,455,400 1,768,244 8,713,658 期別件数 205 267 176 74 195 117 軽自動車税………… 税額 1,231,714 940,220 1,327,567 1,647,412 1,323,618 528,471 期別件数 1,904 1,540 1,681 2,687 1,273 1,165 合 計 71,094,292 税額 49,489,851 42,482,798 39,769,781 26,209,084 34,439,054

(3) 市税不納欠損処分の推移

(単位:件,円)

	年度		F	平成3	0年度		令和え	元年度			2年度	11, 1, 1, 1, 1,
税	<u> </u>	\	/	期別件数	税	額	期別件数	税	額	期別件数	税	額
市	民		税	3,169	58,18	39,184	2,521	42,58	4,524	3,167	50,2	223,272
	個	人	分	3,126	53,21	0,444	2,471	40,08	3,893	3,121	47,8	330,994
	注	き人	分	43	4,97	78,740	50	2,50	0,631	46	2,3	392,278
固定資	産税・都	市計画	 郵税	1,354	23,27	71,386	1,134	27,75	6,699	984	14,9	926,741
軽	自 動	車	税	406	1,85	66,479	335	1,60	6,211	379	1,9	969,575
事	業	所	税	0		0	0		0	0		0
合			計	4,929	83,31	7,049	3,990	71,94	7,434	4,530	67,1	19,588

(4) 令和2年度市税不納欠損額内訳表

(法=地方税法) (単位:件,円) 執 停 行 止 分 時効分 理由 法15条の7 法15条の7 法15条の7 法15条の7 法18条1項 合計 税目 1項1号 1項2号 1項3号 5項 小計 (無財産) (所在不明) (即時消滅) (生活困窮) (時効) 期別件数 1,066 302 1,077 2,787 380 3,167 342 市 民 額 金 16,007,723 6,298,357 50,223,272 5,133,953 16,553,503 43,993,536 6,229,736 1,062 期別件数 1,045 302 332 2,741 3,121 380 個 金 15,765,751 6,298,357 4,672,043 14,865,107 41,601,258 6,229,736 47,830,994 期別件数 0 10 32 46 46 法 金 額 241,972 0 461,910 1,688,396 2,392,278 0 2,392,278 期別件数 152 74 264 506 478 984 固定資産税 都市計画税 3,879,201 1,426,500 373,200 5,036,140 10,715,041 14,926,741 4,211,700 期別件数 88 42 34 103 267 379 112 軽自動車税 443,268 255,200 147,664 663,243 1,509,375 460,200 1,969,575 期別件数 0 0 事 業所 税 金 0 0 0 0 0 期別件数 392 970 1,306 3,560 4,530 418 1,444 合 計 額 20,330,192 7,980,057 22,252,886 56,217,952 10,901,636 金 5,654,817 67,119,588

(5) 財産差押及び差押解除の推移(県民税含む)

(単位:件,円)

差排	及て	が差押	解	余した	た年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度						
	7.	動	産	件	数	153	145	69	50	48						
	不	到	生	金	額	82,566,482	56,324,947	33,717,082	21,616,133	24,915,966						
	雷士	£+nn →		件	数	0	0	0	0	0						
差	电前	重話加入権 	コロハロノて作曲		ロルロノマ作		107907 VTE		金	額	0	0	0	0	0	
	庤	責 権	榁		件	数	1,159	1,255	905	492	294					
	債		11年	金	額	195,508,129	209,194,842	123,987,451	74,508,816	55,598,754						
押	動	٠	産		件	数	0	0	0	0	0					
	到	座			金	額	0	0	0	0	0					
		≑ 1.		件	数	1,312	1,400	974	542	342						
		計		計		計		計		金	額	278,074,611	265,519,789	157,704,533	96,124,949	80,514,720
差	押解除			件	数	1,312	1,345	1,057	677	520						
左			金	額	328,458,322	252,549,343	209,566,958	153,571,811	148,435,582							

(6) 交付要求の推移(県民税含む)

(単位:件,円)

		区分	子		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交	付	要	求	件数	77	84	87	73	75
文	1.1	女	八	金額	45,607,341	41,574,720	50,142,876	26,220,900	28,502,070
配			当	件数	26	26	30	27	21
ĦĽ			=	金額	26,677,155	8,535,549	14,941,521	12,180,981	5,560,514
失	効	取	エ	件数	49	37	39	33	35
	393	· 1X	1.	金額	21,602,556	39,247,969	21,370,638	20,672,301	20,330,900
解	7		除	件数	5	13	8	9	7
乃午			「好	金額	351,000	15,898,296	937,761	2,572,400	1,157,700

(7) コンビニ納税の推移

※納期内納付分のみ。過年度新規・随時課税、督促状を除く。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人市県民税	件数	25,059件	25,798件	26,434件	27,446件	29,435件
(普通徴収)	利用率	25.97%	27.52%	28.52%	29.51%	32.75%
固定資産税	件数	41,102件	44,531件	47,650件	51,784件	51,727件
都市計画税	利用率	20.27%	21.91%	23.38%	25.30%	25.03%
軽自動車税	件数	37,452件	40,525件	41,752件	43,166件	46,492件
在日 助中代	利用率	37.88%	40.66%	41.53%	42.42%	45.46%
合計利用件数	ζ	103,613件	110,854件	115,836件	122,396件	127,654件

[○]利用率=納付書払件数(調定件数-口座振替依頼件数)におけるコンビニ利用件数の割合

(8) 令和2年度税外債権収納率の状況

	国民健康 保険料	後期高齢者 医療保険料	介護保険料	保育料	合計
移管件数	447件	9件	93件	40件	589件
移管金額	188,183,092円	2,641,912円	12,778,142円	7,889,293円	211,492,439円
収納額	72,488,336円	1,737,415円	7,199,583円	2,934,404円	84,359,738円
税外債権 収納率	38.52%	65.76%	56.34%	37.19%	39.89%

別表

- (1) 令和3年度税制一覧表
- (2) 税率等の推移

(1) 令和3年度税制一覧表

(その I)

(その I 税	<i>)</i> 目		納	税	 義	 務	 者	賦課期日
1/4	Н		Va 1	174	权	427	· 口	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
市民	税	1. 市内に	こ住所を有	すする個人	(均等割・	所得割)		個人の市民税 1月1日
		2. 市内/	こ事務所、	事業所ま	たは家屋敷え	を有する個人	で	1711
					(均等割)			
		3. 市内(人税制		(は事業所	を有する法。	人(均等割・	法	
		施設を	を有する法			これらに類す 所又は事業所		
		される	る個人で市			より法人税を 听を有するも		
		(佐人	税割)					
固定資	産税	固定資産(上地・家屋	き・償却資	産)の所有	者		1月1日

課税標準及	び税率		申 告 期 限	納期
課税標準及 *個人均等割 3,500円所得割 6% *法人均等割 資本金等の額 ·公共法人及び公益法人等のうち、地方税法の規定により均等割を課することができないもの以外のもの・人格のない社団等・一般社団法人及び一般財団法人・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの1千万円以下	従業者数	税率 5万円 12万円 13万円	申告期限 * 個人 申告期 3月15日 給分の年金 公告書 1月31日 と期税 に と開税 に と同した。	* 個人 ・普通徴収 第1期 6月1日~ 6月30日 第2期 8月1日~ 8月31日 第3期 10月1日~11月 1日 第4期 1月1日~ 1月31日 ・特別徴収
1 億円超 1 0 億円以下 1 0 億円超 5 0 億円以下	50人超 50人以下 50人超 50人以下	15万円 16万円 40万円 41万円		
5 0 億円超 法人税割 1 0 0 分の 7.	50人超 50人以下 50人超 2	175万円 41万円 300万円		
土地、家屋(補充)償却資産課利 登録された価格×100分の1. 免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満			*償却資産 申告期限 1月31日	第1期 4月1日~ 4月30日 第2期 7月1日~ 8月 2日 第3期 12月1日~12月27日 第4期 2月1日~ 2月28日

(そのⅡ)

税目		納	税	義	務	者	賦	課	期	日
軽自動車税	環性 境能 割	三輪以上の	軽自動車の	取得者						
	種別割	原動機付自び二輪の小	転車、軽二 型自動車の	輪、軽自動 ^I 所有者	車、小型特	殊自動車及		4月	1日	
市たばこ税	製造た	ばこの製造者	首							
	特定販	売業者								
	卸売販	売業者								
特別土地保有税 (平成15年度新規課税停止)	保有分	土地の合計	十面積が5,0	00㎡以上の原	所有者			1月	1日	
	取			日前1年以内				1月	1日	
	得分	上地の合計	1旦/貝∥⁴5, 00	0㎡以上の土	.5世ソノ以代子名	3		7月	1日	
入 湯 税	鉱泉浴	場におけるフ	人湯客							

	課税標	準 及 ひ	ぶ 税 率		申	告 其	明 限	納	期
	×燃費基準値達成				I=V->EI 센션 디->	+ /- ×	\		
(軽目期	車税環境性能割に	ま巾柷である	か、当分()間、県かり)	T =	
	車 種	税率(年額)			* 取	得申告	った日	5月1日~	5月31日
	(50cc以下	2,000円			から15		> /C H		
原動機付	50cc超~ 90cc以下	2,000円							
自転車	90cc超~125cc以下	2,400円			* 廃	車申告			
	ミニカー	3,700円			所有者		くなっ		
2輪の軽自動	車125cc超~250cc以下	3,600円			た日か				
2輪の小型自		6,000円							
小型特殊		2,400円			* 変	更由告			
自動車	しその他	5,900円			変更事	由が生	じた日		
				から15	日以内				
	車 種	平成27年3月31日	平成27年4月1日	登録後13年超					
		以前の登録車	以降の登録車	(経年重課)					
3輪で660cc以		3,100円	3,900円	4,600円]				
	家用) で660cc以下のもの	7,200円	10,800円	12,900円					
	業用) で660cc以下のもの	5,500円	6,900円	8,200円					
	家用) で660cc以下のもの	4,000円	5,000円	6,000円					
4輪貨物(営	業用) で660cc以下のもの	3,000円	3,800円	4,500円	_				
	*令和3年10月1	日かり適用							
(十地	の取得価額×10	0分の1.	4) -			5月末	: 日	申告期限	長と同じ
,		固定資産税				, ,			
	J	四人貝生化	111111111111111111111111111111111111111						
(十抽) () 分の 3)	_			2月末		申告期降	日く引
\		不動産取得				= > 4 > 1		1 11 /911	
	,	い別生以行	沈7日〓(银			0 5 -1	· II	H 45 H-17	□ 1 □ 1 1
						8月末	: 日	申告期限	艮と同し
1. 入		<u>×</u>				翌月15	5 目	申告期限	1同く引
/ •	1人1泊に		. n 🖽				• •	. 117911	
0 7	湯客で日帰りの者								
2. 八									
3 20 47	1人につい								
	の課税免除(四日ī 齢12歳未満の者	市市税条例第							
	断12歳未価の名 同浴場又は一般公	衆浴場に入							
(2) 共			0円)以下の		1				

(そのⅢ)

税目	納税	義	務	者	賦	課	期	日	_
事業所税	市内にある事業所等 超える法人または個 割		000平方/	メートルを					
	従 市内にある事業所等 は個人 者 割	の従業者が10	0人を超える	る法人また					
都市計画税	市街化区域内に所在する	土地又は家屋の	所有者			1月	1日		

課税標準及び税率	申 告 期 限	納期
床面積1平方メートルにつき600円 従業者への支払給与総額の100分の0.25	法人 決算日から2か月以内 個人 翌年の3月15日	申告期限と同じ申告期限と同じ
土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となる べき価格×100分の0.2	五十~207110日	固定資産税と同じ

(2) 税率等の推移

(その I)

	1)	改正適	囿用年度	p			PT7 ~			
税	目			昭	153年度			5 5 年度		
		均	等 割	1,200円	(昭和51年月	度改正)			1,500円	
				30万円以口	での金額	2.0%	30万円以下の	0金額	2.0%	
	個			30万円を起	2える金額	3.0%	30万円を超え	える金額	3.0%	
				50万円を	"	4.0%	45万円を	IJ	4.0%	
市				80万円を	"	5.0%	70万円を	"	5.0%	
				110万円を	"	6.0%	100万円を	"	6.0%	
				150万円を	"	7.0%	130万円を	"	7.0%	
				250万円を	"	8.0%	230万円を	"	8.0%	
		所	得 割	400万円を	"	9.0%	370万円を	IJ	9.0%	
				600万円を	"	10.0%	570万円を	"	10.0%	
				1,000万円を	"	11.0%	950万円を	"	11.0%	
				2,000万円を	IJ	12.0%	1,900万円を	IJ	12.0%	
				3,000万円を	IJ	13.0%	2,900万円を	IJ	13.0%	
民	人			4,000万円を	"	14.0%	4,900万円を	"	14.0%	
					(昭和49年	三度改正)				
	法				従業	者数				
				資本等の金額						
					百人以下	百人超				
				1千万円以下	8,000円	8,000円				
税		均	等 割	1 千万円超	24,000円	24,000円				
				1 億 円 超	24,000円	8万円				
				10億円超	8万円	40万円				
				50億円超	8万円	80万円				
	١.			_	1					
	人	 法 <i>)</i>	 人税割	100分の13.3	(昭和4	.9年度改正)				
固	上 定	資	産が			0年度改正)				
 都	市	計	画移			1年度創設)				
	<u> </u>	• •	保有分							
特別	等別土地保有税 取 得 分									
	取 待 分			100/, 0/0.0	/EU/H3					

昭和56年度			昭和58年度			昭利	□59年度			
資本等の金額	従業 百人以下	者数 百人超	資本	等の	金額	従業 50人以下	者数 50人超	資本等の金額	従業 50人以下	者数 50人超
1 千万円以下	8,000円	8,000円	1 千	·万円	以下	16,000円		1 千万円以下		12万月
1 千万円超	24,000円	24,000円	1 ∃	万万	円超	48,000円	6万円	1千万円超	12万円	15万日
1 億 円 超	24,000円	8万円	1 作	意 円	超	6万円	16万円	1 億 円 超	15万円	40万
10億円超	8万円	40万円	1 0	億日	円超	16万円	70万円	10億円超	40万円	175万
50億円超	8万円	80万円	5 0	億「	円超	16万円	120万円	50億円超	40万円	300万
100分の13.5(時	召和56.8.1	以後)								

(そのⅡ)

	/) II)	改正	適用	年度	пт.€	0 0 F F		nri⊀.	0 0 F F	
税	目	<u> </u>	<u></u>		昭和(60年度		出和 	6 3 年度	
		均	等	割		2	2,000円			
	個				20万円以下の		2.5%	60万円以下の)金額	3.0%
					20万円を超え	てる金額 ル	3.0%	60 玉田 お却る	テスム哲	F 00/
市					45万円を 70万円を	// //	4. 0% 5. 0%	60万円を超え	この金領	5.0%
					95万円を	"	6.0%	130万円を	"	7.0%
					120万円を	"	7. 0%	100/3/17		1.070
					220万円を	"	8. 0%	260万円を	IJ	8.0%
		所	得	割	370万円を	"	9.0%			
		171	177	Π.1	570万円を	<i>II</i>	10.0%	460万円を	IJ	10.0%
					950万円を	"	11.0%			
			нт		1,900万円を	"	12.0%	950万円を	IJ	11.0%
			特	定	2,900万円を	"	13.0%			
民	人		別	率	4,900万円を	"	14.0%	1,900万円を	IJ	12.0%
尺			減	減						
			税							
			化	亿						
	法									
北		均	等	割						
税										
] 										
	人									
		法	人税	割						
固	定	資	産	税						
都	市	計	画	税						
胜 即	1 +th A	见右锁	保	有 分						
付 別	工. 地1	保有税		得 分						

平成元年度	平成3年度	平成6年度
120万円以下の金額 3.0%	160万円以下の金額 3.0%	
120万円を超える金額 8.0%	160万円を超える金額 8.0%	
500万円を " 11.0%	550万円を ″ 11.0%	
		(特別減税)
		所得割の20% 市県民税額20万円を上限
		従業者数 資本等の金額
		50人以下 50人超
		1 千万円以下 5万円 12万円 1 千万円超 13万円 15万円
		1 億 円 超 16万円 40万円
		1 0 億 円 超 41万円 175万円
		5 0 億 円 超 41万円 300万円

(そのⅢ)

(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ク Ⅲ)	-1>		
- CV		改正適用年度	平成7年度	平成8年度
税	<u> </u>	均等割		2,500円
	個		200万円以下の金額 3.0%	
市			200万円を超える金額 8.0%	
			700万円を " 11.0%	
		所 得 割		
民	人	特別減税税	市県民税額2万円を上限 は	(特別減税) 所得割の15% 市県民税額2万円を上限
	法			
税		均等割		
	人			
		法人税割		
固	定	資 産 種	Σ	
都	市	計 画 和	Σ	
特別	土均	化保有税 取得3		

平成9年度	平成10年度	平成11年度
700万円を超える金額 12.0%		700万円を超える金額 10.0%
(特別減税) 無	(特別減税) 本 人 17,000円 配偶者 8,500円 扶養親族 8,500円	(定率減税) 所得割の15% 市県民税額4万円を上限

(その**I**V)

	() IV)		適	用年度			
税	 	<u> </u>	_	_	平成12~14年度	平成15年度	平成16年度
N. I.		均	等	割			3,000円
市	個						
		所	得	割	(/ 	(/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
民	人			特別減税税	市県民税額4万円を上限	(定率減税) 所得割の15% 市県民税額4万円を上限	(定率減税) 所得割の15% 市県民税額4万円を上限
税	法	均	等	割			
	人	法。	人税	割			
固	定	資	産	毛 税			
都	市	計	匪	ī 税			
特別	上 均	也保有	税-	深有分 取得分		新 規 課 税 停 止 新 規 課 税 停 止	

平成17年度	平成18年度	平成19年度	
		一律 6.	Ο%
(定率減税) 所得割の15% 市県民税額4万円を上限	(定率減税) 所得割の7.5% 市県民税額2万円を上限	(定率減税) 廃止	
旧楠町の区域内における合併日 以後に終了する事業年度分から 平成22年3月31日までに終了す る事業年度分の法人等の市民税 の法人税割の税率は100分の 12.3			
旧楠町の区域内に所在する土地 及び家屋に対しては、平成17年 度から平成21年度までの各年度 分に限り、都市計画税を課さな い			

(そのV)

	_	改]	正適	用年度	Ī	平成20年度		
兑	目		<u>`</u>	<u></u>	_	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		
市	個人	所		割割割				
						資本金等の額	従業者数	税率
民	法					 ・公共法人及び公益法人等のうち、地方 税法の規定により均等割を課すること ができないもの以外のもの ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法に規定する相互会社以外の法 人で資本金の額又は出資金の額を有し ないもの 	_	5万円
						1千万円以下	50人以下 50人超	5万円 12万円
		均(等	割		1千万円超1億円以下	50人以下	13万円
							50人超	15万円
						1億円超10億円以下	50人以下	16万円
							50人超	40万円
税						10億円超50億円以下	50人以下	41万円
	人						50人超	175万円
						50億円超	50人以下	41万円
							50人超	300万円
					1			
			人税		4			
티	定	資	Ē	全	兑			
13	市	計	匪		兑			
寺 別	」土	地保有	税-	保 有 ② 取 得 ②	╅			

平成26年度	令和元年度
3,500円	
- 100分の10.9 (平成26年10月1日以後に開	100分の7.2(令和元年10月1日以後に開
始する事業年度から適用)	始する事業年度から適用)

(そのVI)	Ι			
	昭和53年度		昭和54年度	
税 目	昭和53年度	5, 200円 5, 900円 4, 500円 2, 900円 3, 300円 1, 300円 3, 900円	原動機付 自転車 50cc超~ 90cc以下 90cc超~125cc以下 二輪 (250cc以下) 軽自動車	700円 1,100円 1,450円 2,200円 2,850円 5,200円 6,500円 2,900円 3,650円 4,300円 4,300円
市 た ば こ 税(平成元年4月1日 市た	自動車 その他	3,900円3,300円	自動車 その他	4 , 300 F
ばこ消費税から改称)				
電 気 税 	100分の5 (昭和49年度改	(止)		
ガ ス 税	100分の3 100分の2 (昭和52年1月以	(降)		
入 湯 税	入湯客1人1日について150円 (昭和53年1月)	降)		
事 業 所 税 (平成22年8月1日課税開始)	(-EIRO 0 1719)			

	昭和59年度			昭和60年度		昭和61年度
原動機付	~50cc以下	1,000円	原動機付	/ 50cc以下	1,000円	
自転車	50cc超~ 90cc以下	1, 200円		50cc超~ 90cc以下	1,200円	
	~90cc超~125cc以下	1,600円		90cc超~125cc以下	1,600円	
	←二輪(250cc以下)	2,400円	'	ミニカー	2,500円	
軽自動車	三輪	3,100円		二輪(250cc以下)	2,400円	
	四輪以上乗用 営業用	5,500円	軽自動車	三輪	3,100円	
	リ リ 自家用	7, 200円		四輪以上乗用 営業用	5,500円	
	" 貨物 営業用	3,000円		リリリ 自家用	7, 200円	
	』 』 自家用	4,000円		" 貨物 営業用	3,000円	
小型特殊	○農耕作業用	1,600円	(""自家用	4,000円	
自動車	その他	4,700円	小型特殊	←農耕作業用	1,600円	
二輪の小	型自動車	4,000円	自動車	その他	4,700円	
			二輪の小	型自動車	4,000円	
			従価割	100分の14.3		従価割 100分の14.4
			従量割	1,000本につき350円		従量割 1,000本につき350円 (5/1~3/31の間1,000本につき640円)

度 日 前 平 校 (平成元年度) 中	(そのVII)		,
性 目 動 車 税 前 た ば こ 税 従価割 100分の14.3 (学成元年月1日 市た は こ 説教教がら政例) 原 気 税 ガ ス 税 原 止 入 港 税	改正適用年度	四和69年 度	亚成元年度
市 た ば こ 税 従価割 100分の14.3 (準価割 1,000本につき1,997円 旧3級品の紙まきたばこに消費税から改称) (単成元年4月1日 市たばこ消費税から改称) 電 気 税 原 止	税目	· □ 和 0 2 平度	平成几千度
市 た ば こ 税 従価割 100分の14.3			
(平成元年4月1日 市た ばこ消費税から改称) 従量割 1,000本につき640円 旧 3 級品の紙まきたばこ 1,000本につき948円 電 気 税 廃 止 ガ ス 税 廃 止 入 湯 税	市たばこ税	従価割 100分の14.3	
ばこ消費税から改称) 1,000本につき948円 電 気 税 廃 止 ガ ス 税 廃 止 入 湯 税			従量税 1,000本につき1,997円
ばこ消費税から改称) 1,000本につき948円 電 気 税 廃 止 ガ ス 税 廃 止 入 湯 税	(平成元年4月1日 市た	従量割 1,000本につき640円	旧3級品の紙まきたばこ
ガ ス 税 廃 止 入 湯 税	ばこ消費税から改称)		1,000本につき948円
入 湯 税	電気税		廃 止
	ガ ス 税		廃止
事 業 所 税 (平成22年8月1日課税開始)	入 湯 税		
	事 業 所 税 (平成22年8月1日課税開始)		

平成2年度	平成9年度	平成11年度
	売渡し等に係る製造たばこの本数	売渡し等に係る製造たばこの本数
	×1,000本につき2,434円 (旧3級品は1,000本につき1,155円)	×1,000本につき2,668円 (旧3級品は1,000本につき1,266円)
		※平成11年5月1日から適用
(1)入湯客で宿泊する者 1人1泊について 150円		
1人1名について 130円 (2)入湯客で日帰りの者 1人について 80円		
※利用料金が2,000円以下の入湯者には課さない		
	I	

(その**Ⅷ**)

(そのVIII) 改正適用年度	77 A 1 F A 11	## 1 0 F 4 W
税目	平成15年度	平成18年度
軽 自 動 車 税		
市たばこ税	売渡し等に係る製造たばこの本数 ×1,000本につき2,977円 (旧3級品は1,000本につき1,412円)	売渡し等に係る製造たばこの本数 ×1,000本につき3,298円 (旧3級品は1,000本につき1,564円)
(平成元年4月1日 市た ばこ消費税から改称)	※平成15年7月1日から適用	※平成18年7月1日から適用
電 気 税		
ガ ス 税		
入 湯 税		
事 業 所 税 (平成22年8月1日課税開始)		

平成22年度	平成25年度	平成 2 7 年度
		平成27年4月1日に新規登録された四輪 については平成27年度課税に新税率を
		用
		(軽自動車) (新税率)
		四輪以上乗用 営業用 6,900
		""自家用 10,800
		" 貨物 営業用 3,800
		ッ ッ 自家用 5,000
		三輪 3,900
売渡し等に係る製造たばこの本数	売渡し等に係る製造たばこの本数	
元優し寺に保る製造にはこの本数 ×1,000本につき4,618円	光優し等に係る製造にはこの本数 ×1,000本につき5,262円	
(旧3級品は1,000本につき2,190円)	(旧3級品は1,000本につき2,495円)	
※平成22年10月1日から適用		
資産割 床面積1平方メートルにつき600円 従業者割 支払給与総額の100分の0.25		

(その	(そのIX)								
``	改	正適用年度	平成 2 8 年度				平成 2 9 年度		
税			半放28年度				平成 2 9 年度		
税	目	東 税	車 種	税率(年額) 2,000円 2,000円 2,400円 3,700円 3,600円 6,000円 2,400円 5,900円	税率(年額) 平成27年4月1日 以降の登録車 3,900円 10,800円 6,900円 5,000円 3,800円	登録後13年超 (経年重課) 4,600円 12,900円 8,200円 6,000円 4,500円			
市	たば	こ税	(旧 3 級品) 売渡し等に係る製造たば 円	この本数×	1,000本に・	つき2, 925	(旧3級品) 売渡し等に係る製造たばこの本数×1,000本につき3,355 円		
٨	. 湯	税							
事 (平成2:	業	听 税 課税開始)							

平成30年度	令和元年度					
		従来の「自動車取得税(県税)」が廃止され、令和元年10月から、 「軽自動車税環境性能割(市税)」導入				
		新車・中古車を問わず、自動車の燃費性能等に応じて車両の取得時に課税				
		燃費性能等 電気軽自動車・天然ガス軽自動車 ★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%達成車 ★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%達成車				
	環境性能割	★★★かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%		
		★★★★かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 上記以外の車	2. 0%	2.0%		
		※天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制適合車 または平成21年排出ガス規制NOx10%低減達成車に限る ※★★★★とは、平成30年排出ガス基準50%低減達成車 または平成17年排出ガス基準75%低減達成車を指す ※令和元年10月1日から一定期間内に軽自動車(自家用の乗用車)を 取得した場合、新車・中古車を問わず、環境性能割の税率を臨時的 に1%軽減する措置を適用				
		令和元年10月から従来の「軽自動車税」を「軽自動	車税種別害	川に名称変		
	種別割	(税額については従来の軽自動車税から変更なし))			
売渡し等に係る製造たばこの本数 ×1,000本につき5,692円						
※平成30年10月1日から適用						
(旧3級品は1,000本につき4,000円)	(旧3級品) 売渡し等に係る製造たばこの本数×1,000本につき 令和元年9月30日まで 4,000円 令和元年10月1日から 5,692円 (以降、旧3級品以外の製造たばこの税率に同じ)					

(そのX)	-		1					
改正適用年度		令和2年度	令和3年度					
税目			1					
			税率					
				燃費性能等	自家用	営業用		
				電気軽自動車・天然ガス軽自動車等	日郊川	西来和		
				★★★★かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ	非課税	非課税		
			ガソリン車・ ハイブリッド 車等	令和2年度燃費基準達成車 ★★★★かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ				
				令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%		
			I	★★★★かつ令和12年度燃費基準55%達成車	2. 0%	1.0%		
	環境性能割			上記以外の乗用車		2.0%		
軽 自 動 車 税			または平成 ※★★★とい または平成 ※令和元年10) 取得した場	自動車は、平成30年排出ガス規制適合車 221年排出ガス規制N0x10%低減達成車に限る ま、平成30年排出ガス基準50%低減達成車 217年排出ガス基準75%低減達成車を指す 月1日から令和3年12月31日までに軽自動車(自家用の 分、新車・中古車を問わず、環境性能割の税率を臨り する措置を適用				
	種別割							
		売渡し等に係る製造たばこの本数	売渡し等に係	る製造たばこの本数				
		×1,000本につき6,122円	\times 1,	000本につき6,552円				
		※令和2年10月1日から適用	※令和3年10)月1日から適用				
市 た ば こ 税								
7, 3	电 粉							
入 湯 税								
重 类								
事 業 (平成22年8月	カロ 代 1日課税開始)							

令和3年度版

税 務 概 要

編集発行 四日市市財政経営部市民税課 所在地 〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

> ☎ 059-354-8131 E-mail shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp